

第 35 期第 1 回（令和 6 年度第 1 回）

横浜市児童福祉審議会 障害児部会

日時：令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 6 時 30 分～

場所：横浜市庁舎 18 階なみき 6 ～ 8

次 第

1 開会あいさつ

2 議題

（1）部会長・副部会長の選出

（2）児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書を踏まえた取組について 資料 1

3 報告事項

（1）令和 7 年度横浜市予算（障害児関係）について 資料 2

（2）障害児通所支援事業 主として重症心身障害児を対象とした事業所の整備補助金について 資料 3

4 その他

横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

現職名	氏名
社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長	大園 啓子
社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 施設長	坂本 耕一
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書を踏まえた取組について

令和 6 年 3 月 25 日に横浜市児童福祉審議会障害児部会より本市にご提出いただいた「児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書」を踏まえた取組について、内容や進め方等について、ご意見をうかがいます。

1 取組内容について**（1）移行期支援に係る課題の議論を行う場づくり**

○どのようなメンバーが参加する場が必要か

○どのような内容のテーマを議論する場が必要か

○その他

（2）（移行期支援に係る）制度・施策への理解を深めるためのツールづくり

○どのようなツールが求められているか

○どのような内容をツールに盛り込む必要があるか

○その他

（3）（移行期支援に関わる関係機関を対象とする）人材育成の場づくり

○どのような場が必要か（参加対象、内容等）

○その他

2 検討の進め方等について

○検討メンバー

○検討内容

参考：意見書該当箇所の抜粋

4 移行期支援の課題解決に向けた必要な取組

（１）移行期支援に係る課題の議論を行う場づくり

移行期支援の課題について、継続的に、当事者・関係機関・行政で議論し、課題解決に向けた取組内容等を検討・協議する場が必要です。構成員については、特に課題となっている医療を切り口としつつ、児童から成人への移行期の課題に関わる保健・福祉・教育・労働等の関係機関から広く参加を募る必要があると考えます。

また、議論を行う際には、特に障害をもつ本人の視点をもつことが重要でありこども自身が何を考え、何を望んでいるかということを議論の念頭に置き、本人が参画したり、本人の意見が反映されたりするような議論の場を作ることを強く求めます。

【具体的な取組のイメージ】

- ・横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会（当事者やその家族、医療・保健・福祉、教育等に関する業務を行う者により構成される会議の例）
- ・横浜市中で実施する、働きたい！わたしのシンポジウム（当事者を主体とするシンポジウム）
- ・横浜市が実施する障害児入所施設入所児童の地域移行推進に係る取組（当事者の意向を確認しながら支援者が協議する場に加えて、政策的な議論を行う場を創設し、重層的に議論の場を設ける取組の例）

（２）（移行期支援に係る）制度・施策への理解を深めるためのツールづくり

児童期及び成人期それぞれで利用できる制度・サービス・社会資源等が異なることに加え、内容も多岐にわたるため、その理解を深めるためのツール（例：移行期支援に特化したもので、当事者及び関係機関向けリーフレット等）が必要です。

なお、作成にあたっては、障害当事者の考えや意向を踏まえたうえで、移行期支援の関係機関の意見を広く取り入れることが望ましいと考えます。

【具体的な取組のイメージ】

- ・オレンジガイド（横浜市版認知症ケアパスガイド）【若年性認知症版】（状況の移行に応じて、利用できる制度やサービス等を整理したリーフレットの例）

（３）（移行期支援に関わる関係機関を対象とする）人材育成の場づくり

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で移行期支援に関わる者に対して、必要な知識や共通理解を得るための研修・勉強会等の実施が必要です。特に、同一分野においても児童期と成人期で支援機関が異なる場合には、その双方の支援機関が参加するなど、異なる立場の者同士が同じ研修の場で学びあうことを通じて、必要な知識を得るとともに、場への参加を通じて、連携を深められるようにしていくことが望ましいと考えます。

【具体的な取組のイメージ】

- ・横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修（多職種が参加でき、医療・福祉・教育等に関する知識及び関係者との連携について学習できる研修の例）

令和 7 年 度

予 算 概 要

4 局抜粋版

健康福祉局
こども青少年局
医療局
教育委員会

令和 7 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を迎えました。「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年にかけて、さらに高齢化は進んでいき、福祉や医療のニーズは今後ますます増大することが予想されます。

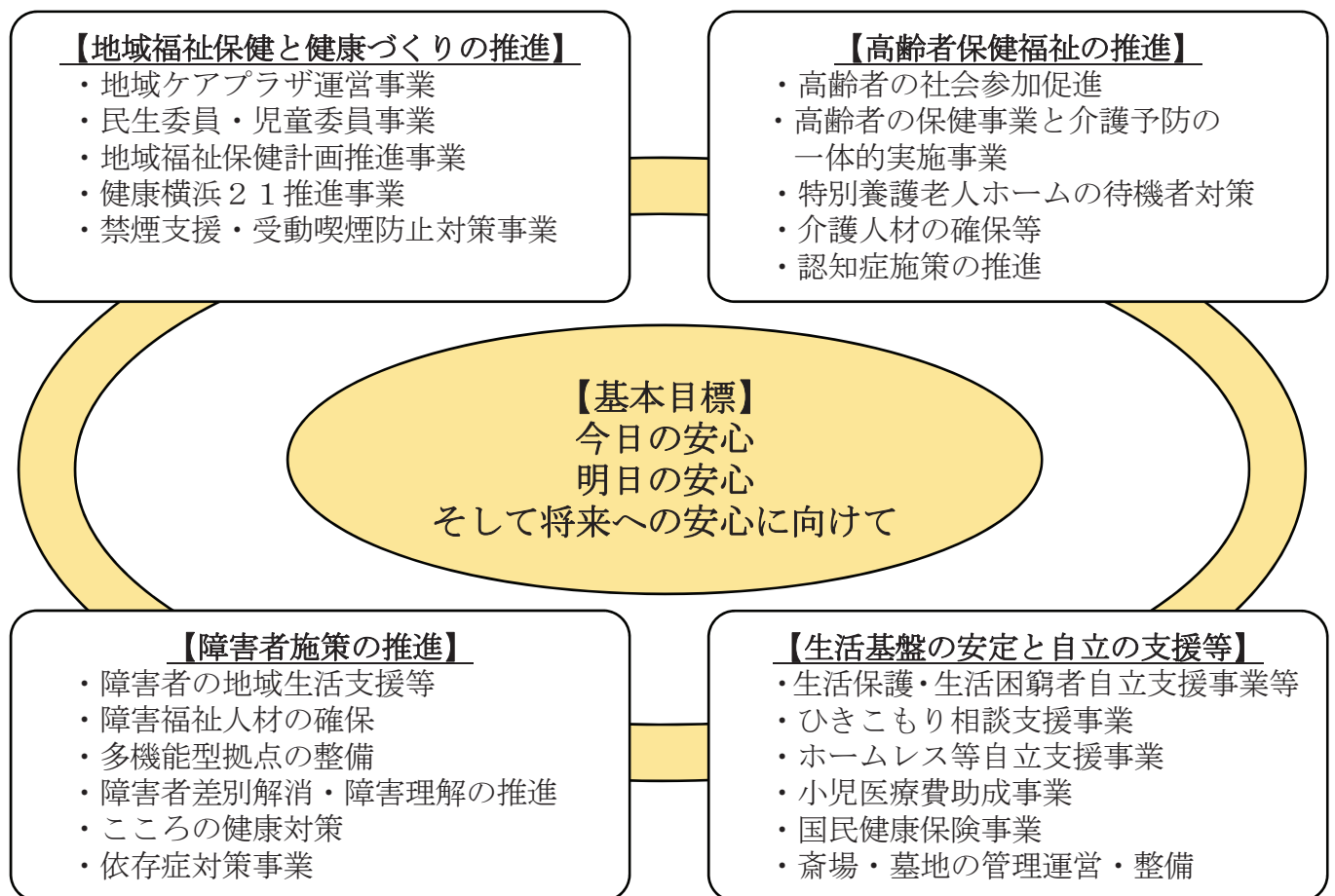
一方で、「8050問題」や「孤独・孤立」に代表されるように、福祉分野における課題は多様化・複雑化しています。また、いわゆる「身寄りのない」高齢者等への対応など、今日的な課題も新たに生じてきています。

さらには、生産年齢人口の減少に伴い、今後、福祉・医療の担い手確保がますます困難になることが見込まれます。

時代の転換点を迎えている今、従来の施策を単に続けるだけではなく、徹底した事業の見直しを行いつつ、社会環境等の変化に合わせて、柔軟な発想で新たな取り組みを行うことが必要です。

このような考えのもと、令和7年度予算案では、「4つの施策の柱」を基本としつつ、今、取り組まなければならない「2つの重点取組」を進めていきます。

4つの施策の柱と主な取組



重点取組

1 誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、次の取組を進めます。

- ・いわゆる「身寄りのない」高齢者等への支援として、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所等の情報を事前に市に登録することができる仕組みを新たに創設します。
- ・敬老特別乗車証を地域交通にも適用するなど、高齢者の移動を支援します。
- ・受動喫煙の対策や認知症施策の推進に取り組みます。

2 防災・減災対策の推進

令和6年能登半島地震を踏まえ、福祉避難所の受入拡充や備蓄品の充実、社会福祉施設等の非常用電源等確保の支援など防災・減災の取組を進めます。

1 誰もが暮らしやすいまちづくり

高齢化の進展により、本市では、2040年に「3人に1人が高齢者」となるとともに、総世帯に占める高齢単独世帯及び高齢夫婦世帯の割合も3割を超える見込みとなっています。こうした状況の中で、新たな社会問題となっている「身寄りのない」高齢者等への支援にしっかりと取り組んでいきます。

また、敬老特別乗車証を地域交通にも適用するなど、高齢者の移動を支援します。チームオレンジなどの認知症施策の推進、受動喫煙対策の推進、多機能型拠点の整備にも取り組みます。

高齢者や障害者なども含め、市民の皆様に「横浜に住んでいてよかった」と実感していただけるよう、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現していきます。

《主な取組》

①「身寄りのない」高齢者等への支援 (12 ページに記載)

高齢化の進展に伴い、高齢単独世帯・高齢夫婦世帯が増加する中で、いわゆる「身寄りのない」高齢者等の方々が抱えている不安を和らげ、安心してお過ごしいただけるよう、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所等の情報を事前に市に登録することができる「情報登録事業」を開始します。また、身寄りのない高齢者等が抱えるお困りごとに関する相談をお受けする窓口を設置します。

②敬老特別乗車証の地域交通への適用 (11 ページに記載)

敬老特別乗車証(敬老パス)を、タクシー会社等が運行する地域交通にも適用し、高齢者の移動を支援します。また、運転免許証を返納する75歳以上の方に敬老パスを3年間無料交付し、免許返納後の外出を支援します。

③受動喫煙対策の推進 (9 ページに記載)

公園禁煙化をきっかけに、関係局と連携して屋外の受動喫煙対策を強化し、市民の健康を守るとともに、たばこを吸わない人も吸う人も快適に過ごすことができるまちを目指します。駅周辺などの路上喫煙が多発する場所でのパトロールを拡充するとともに、たばこの害や喫煙マナーなどについて、SNSや街頭、公共交通機関等で幅広く広報・啓発を行います。

④認知症施策の推進 (16 ページに記載)

認知症になっても、周囲と地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、様々な施策を推進します。認知症に関わりの少ない層も含め、全世代に向けて認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう幅広く啓発に取り組むほか、認知症疾患医療センターについての広報を強化します。また、チームオレンジをモデル実施から本格実施に移行して市内全域で展開します。

⑤多機能型拠点5館目の整備 (26 ページに記載)

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等と家族が身近な地域で安心して生活できるよう、診療所を併設し、生活介護や短期入所、訪問看護等の複数の障害福祉サービスなどを一体的に提供する多機能型拠点について、市内5館目の施設整備(西区)を進めます。

2 防災・減災対策の推進

能登半島地震の際、福祉避難所として事前に協定を締結していた施設のうち、その多くが建物被害や職員の被災等のために、福祉避難所として開設できない状況が起きました。また、電気・水道などライフラインの停止により、入所者へのケアが十分にできなくなった施設も少なくありませんでした。

市民の皆様の安全・安心をお守りするためには、今回の災害から得られた教訓を活かし、次の対策につなげていくことが非常に重要です。

そこで、令和7年度は、高齢者や障害者など配慮が必要な方への支援の充実として、①福祉避難所の拡充及び備蓄品の充実、②社会福祉施設等への支援拡充、③個別避難計画の作成など、災害時でも安心して避難生活を送ることができるような取組を進めていきます。

《主な取組》

①福祉避難所の拡充及び備蓄品の充実

(6ページに記載)

高齢者や障害者など配慮を必要とする方が避難しやすいよう、社会福祉施設等との連携を進め、福祉避難所の受入拡充を図ります。また、福祉避難所の運営協力者を確保するため、ボランティアとの協力体制の仕組みづくりを進めるとともに、福祉避難所へ自力避難が困難な人の移動手段について民間事業者との連携を図ります。

さらに、嚥下障害がある方でも安心して食事ができるように介護食の備蓄を進めるなど、避難者の状態を考慮した備蓄品の確保に取り組みます。

②社会福祉施設等への支援拡充

(13・23ページに記載)

社会福祉施設等が災害時でも施設機能を維持し、入所者等の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備や給水設備等の整備費用の助成を行うとともに、災害時の電源として活用が期待できる電気自動車の導入を支援します。また、断水時に施設敷地内に設置して利用できるマンホールトイレの導入を支援します。

併せて、社会福祉施設等が策定しているBCP（災害時業務継続計画）の実効性を高めるため、必要な支援を進めます。

③個別避難計画の作成

(6ページに記載)

風水害を想定した個別避難計画については、6年度の検証を活かしながら、引き続き、福祉専門職等と連携して計画の作成・更新を進めます。震災に対しては、本市の特性に即した個別避難計画のスキームを検討します。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	7 年度	6 年度	増△減	増減率 (%)	備 考
7 款					
健 康 福 祉 費	380,847,558	362,077,981	18,769,577	5.2	
1 項					
社 会 福 祉 費	64,932,112	58,471,350	6,460,762	11.0	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、 国民年金費、ひとり親家庭等医療費、 小児医療費、難病対策費、葬務費
2 項					
障 害 者 福 祉 費	146,061,325	140,105,844	5,955,481	4.3	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営 費、障害者手当費、障害者医療費、障害者福祉施設 運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老 人 福 祉 費	16,615,762	13,672,541	2,943,221	21.5	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生 活 援 護 費	138,977,213	136,947,502	2,029,711	1.5	生活保護費、援護対策費
5 項					
健 康 福 祉 施 設 整 備 費	10,174,453	8,855,428	1,319,025	14.9	健康福祉施設整備費
6 項					
健 康 推 進 費	4,086,693	4,025,316	61,377	1.5	健康づくり費、地域保健推進費
19 款					
諸 支 出 金	135,329,075	129,506,065	5,823,010	4.5	
1 項					
特別会計繰出金	135,329,075	129,506,065	5,823,010	4.5	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢 者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、 自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	516,176,633	491,584,046	24,592,587	5.0	

(特別会計)

国 民 健 康 保 険 事 業 費 会 計	307,420,211	307,982,954	△ 562,743	△ 0.2
介 護 保 険 事 業 費 会 計	341,795,181	341,376,098	419,083	0.1
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計	105,467,250	101,735,632	3,731,618	3.7
公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計	34,161	33,483	678	2.0
新 墓 園 事 業 費 会 計	2,550,170	2,279,038	271,132	11.9
特 別 会 計 計	757,266,973	753,407,205	3,859,768	0.5

健康福祉局一般会計予算の財源

	7 年度	6 年度
特定財源	(46.3)	(46.1)
	239,154,284	226,625,050
一般財源	(53.7)	(53.9)
	277,022,349	264,958,996
合	(100)	(100)
計	516,176,633	491,584,046

() 内は構成比

17		障 害 者 の 地 域 生 活 支 援 等		事業内容 本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。 (あんしん) と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)
本 年 度		220億4,549万円		1 後見的支援推進事業 あんしん 6 億4,065万円 (6 億2,836万円) 障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。 また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら伺い、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)
前 年 度		202億5,815万円		
差 引		17億8,734万円		
本年度の財源内訳	国	77億894万円		2 障害者ホームヘルプ事業 203億4,308万円 (185億9,992万円) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。 ・重度障害者等就労支援特別事業【基金】
	県	38億2,872万円		
	その他	1,322万円		
	市 費	104億9,461万円		
3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 あんしん 2 億955万円 (2 億1,004万円) 一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。				
4 医療的ケア児・者等支援促進事業 あんしん 738万円 (836万円) 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。				
5 補装具費支給事業 8 億3,822万円 (8 億547万円) 障害者(児)の失われた身体機能を補完または代替するため、用具(義肢、装具、車椅子、補聴器等)の購入等の費用を支給します。また、所得超過により国の制度対象とならない18歳以上の障害者に対し助成します。				
6 人材確保事業〈拡充〉 あんしん 661万円 (600万円) 障害福祉分野で働くことの魅力発信や、事業所の求人・継続雇用の支援を通じて、より効果的な障害福祉分野の人材確保につなげます。 また、 <u>学生等を対象に、障害福祉分野の仕事内容ややりがいを知ってもらい、将来の就職先候補となるよう、障害者施設での職場見学会等を開催します。</u>				

18	障 害 者 の 地 域 支 援 の 拠 点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 2 億7,811万円（2 億7,811万円） 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点施設を運営します。6 年 4 月 1 日に北東部方面多機能型拠点（港北区）が開所しました。 （4 か所） 2 障害者地域活動ホーム運営事業 61 億6,335 万円（61 億561 万円） 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 （41 か所：社会福祉法人型18 か所、機能強化型23 か所） 3 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 13 億9,554 万円（13 億5,445 万円） 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 4 地域活動支援センターの運営 あんしん 29 億8,406 万円（30 億7,657 万円） 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（7 年度末見込み 134 か所）
本 年 度		108 億2,106 万円	
前 年 度		108 億1,474 万円	
差 引		632 万円	
本年度の財源内訳	国	32 億2,084 万円	
	県	16 億1,042 万円	
	その他	9 万円	
	市 費	59 億8,971 万円	

19	障 害 者 の 相 談 支 援		事業内容 1 障害者相談支援事業 10億1,752万円（13億1,965万円） 基幹相談支援センター等にて、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害のある方が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。 2 計画相談・地域相談支援事業 12億1,670万円（12億3,297万円） 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。 その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,943万円（3,884万円） 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実地します。
本 年 度		22億7,365万円	
前 年 度		25億9,146万円	
差 引		△ 3 億1,781万円	
本年度の財源内訳	国	10億4,823万円	
	県	5 億2,411万円	
	その他	—	
	市 費	7 億131万円	

20	障 害 者 の 防 災 対 策 の 取 組		事業内容
本 年 度		6,671万円	1 災害時障害者支援事業(EV車導入支援) 【重点】〈新規〉 2,295万円(0万円) 「横浜市地震防災計画」に基づき、誰もが安心して生活を送ることができる仕組み作りの一環として、 <u>万が一の災害発生時においても、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入を支援し、災害時の電源対策を進めます。</u>
前 年 度		4,365万円	2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】 739万円(977万円) 電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助することにより、災害時にも電源を確保できるよう支援します。
差 引		2,306万円	
本年度の財源内訳	国	2,388万円	3 災害派遣精神医療チーム(DPAT)養成支援事業 37万円(34万円) 自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT(※)従事者を養成するほか、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。
	県	185万円	
	その他	185万円	
	市 費	3,913万円	
※ DPAT 被災地域の精神保健医療ニーズを把握するとともに、専門性の高い精神科医療の提供と現地での精神保健活動の支援を行う医師、保健師及び看護師等で構成されるチーム。			
4 災害時応急備蓄物資整備費補助		350万円(354万円)	大規模地震等の発災時において、障害者施設等が二次的避難場所としての福祉避難所を開設し、要援護者を受入れるために必要な、応急備蓄物資の整備に係る費用を助成します。
5 BCP実効性確保支援【重点】〈新規〉		250万円(0万円)	障害者施設等に対し、策定しているBCP(災害時業務継続計画)の実効性を高めるための、セミナー等を実施します。
6 非常用自家発電設備設置費補助【重点】		3,000万円(3,000万円)	障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。 ・非常用自家発電設備設置 2施設

21	障 害 者 の 移 動 支 援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。	
本 年 度		77億2,382万円	1 福祉特別乗車券交付事業〈拡充〉 32億1,886万円 （33億4,117万円） 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券（福祉パス）を交付します。 <u>福祉パスの利用対象を地域交通にも適用し、障害者等の外出を支援します。</u> 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）	
前 年 度		74億9,865万円		
差 引		2 億2,517万円		
本年度の財源内訳	国	13億8,066万円		2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 7 億4,764万円 （7 億6,680万円） 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 （助成額 1 枚500円 交付枚数 年84枚〈1 乗車7 枚まで使用可〉）
	県	6 億9,033万円		
	その他	7,230万円		
	市 費	55億8,053万円	3 障害者自動車燃料費助成事業 3 億858万円 （2 億9,786万円） 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。 （助成額 1 枚1,000円 交付枚数 年24枚）	
4 移動情報センター運営等事業 あんしん 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。		1 億6,710万円 （1 億6,459万円）		
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。				26億2,253万円 （23億1241万円）
6 障害者移動支援事業 あんしん （1）ハンディキャブ事業 ハンディキャブ（リフト付車両）の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 （2）タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 （3）ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。				
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			4 億6,438万円 （4 億2,221万円）	
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。		2,840万円 （2,821万円）		

22	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
本年度	421億7,433万円		1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。
前年度	406億5,016万円		(2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。
差 引	15億2,417万円		(3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会の提供や、一般就労に向けた支援を行います。
本年度の財源内訳	国	210億8,055万円	(4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を行います。
	県	105億4,028万円	2 利用者数見込 延べ19,345人（月平均）
	その他	64万円	
	市 費	105億5,286万円	

23	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1 億1,099万円（1億6,965万円） 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。
本年度	221億9,185万円		(1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者（過齢児）移行相当分
前年度	217億4,625万円		(2) スプリンクラー設置補助 17か所 ※新設・移転ホーム分 13か所 ※既設ホーム分 4か所
差 引	4 億4,560万円		2 運営費補助等 220億3,345万円（215億2,934万円） グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 1,005か所（うち新設44か所）
本年度の財源内訳	国	90億9,065万円	3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,741万円（4,726万円） 医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等を補助します。また、既存ホームのバリアフリー改修を助成します。
	県	45億3,579万円	
	その他	—	
	市 費	85億6,541万円	

24	障害者施設・設備の整備		事業内容 1 障害者施設整備事業【重点】〈拡充〉 あんしん 2 億6,363万円(1億889万円) 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 また、新たに介護ロボットやICT機器等導入に向けた伴走支援及びニーズの調査を行うとともに、機器等の購入費用を助成します。 ・多機能型拠点(5館目設計費)〈拡充〉 ・改修(大規模修繕費) 6か所 ・介護テクノロジー導入支援事業〈新規〉 9施設
本年度	11億5,465万円		
前年度	12億2,629万円		
差 引	△7,164万円		
本年度の財源内訳	国	1億3,162万円	2 松風学園再整備事業 8 億7,640万円(10億7,528万円) 居住者の利用環境改善のため、居住棟の一つであるA棟の改修工事を実施します。 8年度以降は管理棟改修工事などを行う予定です。
	県	—	
	その他	256万円	3 障害者施設安全対策事業 1,462万円(4,212万円) 利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用を助成します。 ・防犯対策 12施設
	市 費	10億2,047万円	

25	障害者の就労支援		事業内容 1 障害者就労支援センター事業 3 億613万円(3億613万円) 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営補助を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 ・障害者就労支援センターの運営支援 9か所
本年度	3億4,323万円		
前年度	3億4,172万円		
差 引	151万円		2 障害者共同受注事業【基金】 2,437万円(2,191万円) 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。 また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。
本年度の財源内訳	国	—	3 障害者の就労啓発等 1,273万円(1,368万円) 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等の開催や、障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。
	県	—	
	その他	1,169万円	
	市 費	3億3,154万円	

26	障 害 者 の ス ポ ー ツ ・ 文 化		事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 ＜主な取組＞ (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
本 年 度		12億3,490万円	
前 年 度		12億7,021万円	
差 引		△3,531万円	
本年度の財源内訳	国	1億3,617万円	
	県	5,811万円	
	その他	45万円	
	市 費	10億4,017万円	

27	障害者差別解消・ 障 害 理 解 の 推 進		事業内容 1 啓発活動 781万円（664万円） 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載 2 情報保障の取組 1,925万円（1,933万円） 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区） (3) 市民宛の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 811万円（807万円） 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 162万円（180万円） 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
本 年 度		3,679万円	
前 年 度		3,584万円	
差 引		95万円	
本年度の財源内訳	国	1,323万円	
	県	661万円	
	その他	1万円	
	市 費	1,694万円	

28	重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 事 業 / 更 生 ・ 育 成 医 療 事 業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 116億2,972万円（112億3,374万円） 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 （1）対象者：次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ I Q35以下 ウ 身体障害3級かつ I Q36以上 I Q50以下 エ 精神障害1級（入院を除く） （2）対象者数見込 計 55,274人 ア 被用者保険加入者 16,457人 イ 国民健康保険加入者 15,921人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,896人 2 更生・育成医療給付事業 46億4,296万円（45億3,847万円） 18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成します。 （1）更生医療給付（対象：18歳以上の身体障害者） ・対象者数見込 2,219人 （2）育成医療給付（対象：18歳未満の身体障害児等） ・対象者数見込 213人
本 年 度	162億7,268万円		
前 年 度	157億7,221万円		
差 引	5 億47万円		
本年度の財源内訳	国	22億8,762万円	
	県	49億8,513万円	
	その他	18億8,987万円	
	市 費	71億1,006万円	

29	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業〈拡充〉 7,483万円（6,902万円） 第2期横浜市自殺対策計画（6年3月策定）に基づき、本市の状況を踏まえ総合的に対策を進めます。 （1）人材育成 新たに構築したゲートキーパーポータルサイトをさらに充実させ、ゲートキーパー養成を推進するとともに、活動しやすい環境整備を進めます。 （2）普及啓発・相談支援〈拡充〉 若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。 （3）自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族支援を実施します。また自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や地域の機関との連携の手引書を作成します。 2 医療費公費負担事業 99億4,543万円（94億7,183万円） 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。 3 精神保健福祉対策事業【基金】〈拡充〉 7,515万円（6,780万円） 精神障害者ピアスタッフ推進事業等を実施するほか精神保健福祉法改正に伴い新たに位置付けられた、入院者訪問支援事業を開始します。
本 年 度	100億9,541万円		
前 年 度	96億866万円		
差 引	4 億8,675万円		
本年度の財源内訳	国	48億9,720万円	
	県	4,641万円	
	その他	151万円	
	市 費	51億5,029万円	

30	依 存 症 対 策 事 業		事業内容 3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を拡充します。 1 依存症対策の推進〈拡充〉 7,431万円（6,199万円） 計画に基づき実施した依存症対策施策の効果測定、依存症を取り巻く現状を踏まえて、第2期依存症対策地域支援計画を策定します。 支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。 さらに、 <u>依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、相談機能を充実させます。</u> (1) 地域支援計画推進 (2) 専門相談支援事業〈拡充〉 (3) 普及啓発事業 (4) 連携推進事業 (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援
本 年 度		7,431万円	
前 年 度		6,199万円	
差 引		1,232万円	
本年度の財源内訳	国	4,154万円	
	県	90万円	
	その他	21万円	
	市 費	3,166万円	

31	精 神 科 救 急 医 療 対 策 事 業		事業内容 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。 1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉 3 億5,700万円（3 億4,917万円） (1) 精神科救急医療の受入体制〈拡充〉 精神科救急の円滑な運用に向け、病床を確保するほか、措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医報酬単価を引き上げます。 また、区役所に病院との連絡調整用のシステムを導入し、本人、家族等に対する平日日中帯の受診受療援助の効率化を図ります。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度		3 億5,700万円	
前 年 度		3 億4,917万円	
差 引		783万円	
本年度の財源内訳	国	6,200万円	
	県	1,019万円	
	その他	48万円	
	市 費	2 億8,433万円	

令和 7 年 度

予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

令和7年度 こども青少年局予算案について

「横浜市中期計画 2022- 2025」（以下、「中期計画」という）の最終年度として、計画に位置付けた施策・事業を着実に推進していきます。

また、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）」（以下、「よこはまわくわくプラン」という）（※）の初年度として、計画に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援施策を充実させていくための予算案としています。

※令和7年第1回市会定例会における議決を経て策定します。

「中期計画」の戦略・政策等におけるこども青少年局関連の施策・事業

【基本戦略】

子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ

【戦略1】 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

＜政策 1＞ 切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～

＜政策 2＞ 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～

＜政策 3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援

＜政策 4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

＜政策 5＞ 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

【戦略2】 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

＜政策 13＞ 障害児・者の支援

【戦略8】 災害に強い安全・安心な都市づくり

＜政策 35＞ 地域で支える防災まちづくり

「よこはまわくわくプラン」の目指すべき姿や基本的な視点

【目指すべき姿】

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、

未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、

豊かで幸せな生き方を切り拓く力、

共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 こどもの視点に立った支援
- 2 全てのこどもへの支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- 4 こどもに内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- 7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「よこはまわくわくプラン」の重点テーマ・施策分野・基本施策と予算概要の項目

重点テーマⅠ 全てのこどものウェルビーイングを支える

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

- (1) 時間的負担感の軽減 (2) 精神的負担感の軽減 (3) 経済的負担感の軽減

施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策② 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

基本施策③ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

- 3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等 4 幼児教育の支援 5 多様な保育・教育ニーズへの対応 6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 7 保育・教育の場の確保

基本施策④ 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり 9 こども・若者の健全育成の推進

基本施策⑤ 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- 10 地域療育センター運営事業 11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策⑥ 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

- 12 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養育の推進

施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

基本施策⑨ 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進 20 児童手当

計画の推進

- 19 計画の推進

令和 7 年度 こども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	369,520,043	412,406,274	42,886,231	11.6	
青少年費	24,024,636	25,136,734	1,112,098	4.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	223,982,815	245,243,013	21,260,198	9.5	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	121,512,592	142,026,527	20,513,935	16.9	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	
特別会計繰出金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	370,035,568	412,873,592	42,838,024	11.6	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦福祉資金会計	262,575	320,099	57,524	21.9	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	262,575	320,099	57,524	21.9	

2

地域における
子育て支援の充実

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

1 地域子育て支援拠点事業＜拡充＞

重点Ⅰ

(1) 地域子育て支援拠点の運営 16億6,969万円 (15億8,838万円)

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続28か所（サテライト10か所含む）

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

本年度		千円 3,537,293
前年度		3,488,612
差引		48,681
本年度の 財源内訳	国	690,972
	県	617,461
	その他	2,072
	市費	2,226,788

(2) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施＜拡充＞

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所（港南区/令和8年3月開始予定）
継続9か所

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施＜拡充＞

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規5か所、継続3か所



【地域子育て支援拠点】
（港北区・どろっぶ）

2 横浜子育てサポートシステム事業

1億9,379万円 (2億3,248万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、8時間分の無料クーポン（子サポdeあずかりおためし券）の配付を引き続き実施します。

(2) 会員数（令和6年12月末時点）

- 利用会員(12,369人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
- 提供会員(2,492人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
- 両方会員(641人)・・・利用会員かつ提供会員の方

3 親と子のつどいの広場事業＜拡充＞

重点Ⅰ

7億668万円 (6億8,334万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数＜拡充＞

新規3か所、継続75か所

(2) 一時預かり事業＜拡充＞

実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数：新規1か所、継続39か所

4 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充> **重点Ⅰ** **4億237万円** (3億4,261万円)

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

7年度は、保育所・認定こども園子育てひろばについて、週5・6日型の常設園に加え、新たに3・4日型常設園を開設します(非常設園は廃止)。

また、休日に行う育児講習について補助を行うなど、運営費を拡充します。

○実施か所数 新規24か所、継続116か所

5 子育て支援者事業 **重点Ⅰ** **7,669万円** (7,636万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 186会場

6 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 ※予算額は1に含む
経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充> **重点Ⅱ** **4億7,000万円** (5億5,500万円)

(1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>

スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・こども一人ひとりに合わせて提供する、「パマトコ」を運用します。引き続き機能を拡充するとともに、子育てに必要な手続きのさらなるオンライン化を進めます。

(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト「横浜子育て応援マガジン」

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。



【横浜市子育て応援アプリ パマトコ】

8 ハマハグ推進事業 **807万円** (1,044万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,316店舗・施設(令和6年12月末時点)



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

9 子育てタクシー普及促進事業<新規> **重点Ⅱ** **1,000万円** (新規)

子育て世帯の移動に対する不安・負担の軽減を図るため既存民間サービス「子育てタクシー®」の提供区域や供給量を拡大できるよう、認定講習費・登録費等補助などタクシー事業者への参入支援を実施します。

3

子ども・子育て支援 制度における 保育・教育の実施等

本年度

千円

198,433,809

前年度

176,813,615

差引

21,620,194

本年度の
財源内訳

国

69,479,513

県

31,623,496

その他

11,662,806

市費

85,667,994

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けたこどもに対する保育・教育を実施します。

なお、3歳児から5歳児のこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育＜拡充＞

1,896億8,497万円(1,682億7,615万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付＜拡充＞ 1,485億745万円

ア 施設型給付費 1,359億1,383万円

保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	令和6年度	令和7年度見込
民間保育所	814か所	817か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	128か所	140か所
幼保連携型認定こども園	55か所	62か所
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
計	1,068か所	1,090か所

イ 地域型保育給付費＜拡充＞

125億9,363万円

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。また、国の公定価格における「1歳児配置改善加算」の新たな創設を踏まえた対応として、対象事業への職員配置の改善を進めます。

内訳	令和6年度	令和7年度見込
小規模保育事業	246か所	257か所
家庭的保育事業	18か所	18か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	2か所
計	269か所	281か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費＜拡充＞

411億7,752万円

給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。7年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

ア 保育・教育施設向上支援費＜拡充＞

396億1,639万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

7年度は、国で定める公定価格が保育士等の処遇改善策として引き上げられたことに併せて、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。

また、経験年数7年以上の保育補助者に対する助成額を拡充し保育現場の人材確保を進めます。

イ 地域型保育向上支援費

15億6,113万円

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

4 幼 児 教 育 の 支 援		事業内容	
本 年 度		千円 9,770,235	
前 年 度		11,061,704	
差 引		△ 1,291,469	
本年度の財源内訳	国	2,625,040	
	県	1,363,973	
	その他	—	
	市費	5,781,222	
		生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。 そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。 1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 32億760万円 (50億644万円) 私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。 (給付対象人数：10,401人) 2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～＜拡充＞ 57億9,365万円 (53億5,623万円) 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。 国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。 また、<u>障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。</u> (新規2園、継続224園) 3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業＜拡充＞ 2億3,191万円 (1億9,045万円) 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。 また、<u>国基準に基づいた多子軽減制度を新たに導入します。</u> (新規5園、継続21園) 4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 2億1,460万円 (1億9,005万円) 在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。 (園数：119園) 5 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円) 幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。 (対象園：265園) 6 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業 1億1,424万円 (1億1,304万円) 私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。 (対象者：476人、補助単価：上限24万円/人・年) 7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円) 1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。 (対象園：30園、補助額：上限100万円) 8 幼稚園教諭等住居手当補助事業 5,879万円 (5,604万円) 私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。 ○補助基準額：1人あたり上限月額 40,000円 ○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。 (申請見込件数：355人相当分)	

5		多様な保育・教育ニーズへの対応		事業内容 多様な保育・教育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、病児保育等を推進します。 1 一時預かり事業＜拡充＞ 重点Ⅱ 24億6,582万円 (24億7,301万円) 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。 7年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。 また、予約システムにWEB面談機能を追加し、利便性の向上を図ります。  【WEB面談の様子】 (1) 保育所等での一時保育事業＜拡充＞ 15億642万円 保護者が就労やリフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園、小規模保育事業等で一時保育を実施します。 基本助成や利用児童加算助成のほか、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額します。 (2) 乳幼児一時預かり事業＜拡充＞ 9億5,940万円 子育て中の保護者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設した一時預かり事業を実施します。 基本助成や利用時間加算等の補助単価を増額します。 ○8時間実施施設：新規3か所、継続21か所 ○11時間実施施設：新規3か所、継続16か所 2 いざという時の一時預かり事業＜新規＞ 重点Ⅱ 1,969万円 (新規) 保護者の病気や急な用事などの利用ニーズに応えるため、保育所等の定員の空き枠を活用し、年度を通じて、突発的な預かりに特化した受入枠を確保します。 (実施施設：10か所) 3 24時間いつでも預かり保育事業＜拡充＞ 重点Ⅱ 8,124万円 (6,640万円) (旧事業名：24時間型緊急一時保育事業) 保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。 夜間や休日等に、緊急に保育を必要とする児童の受入体制の強化を図るため、運営費の補助を拡充します。 (実施か所：2か所)
本年度		千円 20,590,631		
前年度		17,759,277		
差引		2,831,354		
本年度の財源内訳	国	2,348,742		
	県	1,397,144		
	その他	54,314		
	市費	16,790,431		

9 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)＜拡充＞

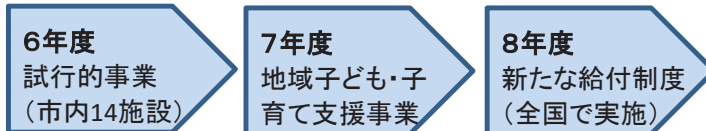
重点 I

8,131万円 (3,758万円)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」について、8年度の全国での本格実施に向けて、先行して実施します。

○実施施設：認可保育所
認定こども園
小規模保育事業
幼稚園
地域子育て支援拠点 } 30施設予定

◆ 8年度までのスケジュール



【こども誰でも通園制度の様子】

10 障害児や医療的ケア児の受入れ推進＜拡充＞

108億1,264万円 (86億6,264万円)

※予算額は再掲

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、補助単価を増額します。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入が可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。

加えて、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児について、児童の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施します。

その他、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修を実施するとともに、受入れのための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。



【医療的ケア児の保育の様子】

【参考】

○障害児保育教育対象認定児童数
6年度：2,743人 (5年度：2,412人)

○個別支援保育教育対象認定児童数
6年度：327人 (5年度：271人)

○医療的ケア対象認定児童数
6年度：60人 (5年度：48人)
※各年度4月1日現在の認定児童数



【研修の様子】

11 外国につながるこどもへの支援＜拡充＞

1億2,468万円 (1億2,352万円)

※予算額は再掲

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部)

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、7年度は、補助単価を増額します。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。



【保育園の多言語対応の取組例】

8

放課後の居場所

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業＜拡充＞**106億6,691万円** (103億4,697万円)

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。さらに、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブの専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置します。

また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位及び開所日数が200日未満の支援の単位への運営費補助並びに小学校の建替え等に伴い放課後キッズクラブの移転が生じるクラブへの備品費等の補助を創設します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業**2億3,655万円** (1億8,790万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：7か所)

3 放課後児童クラブ事業＜拡充＞**40億3,705万円** (36億1,217万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、端末をインターネットに接続するための通信費等の補助を創設するとともに、クラブの安定した運営を支援するため、平日の長時間開所加算の要件を見直し、18時半を超えて開所している支援の単位を補助対象とします。

(運営か所数：228か所)



【放課後児童クラブの活動】

4 放課後児童サポート事業＜拡充＞**4億7,866万円** (7億3,151万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援＜拡充＞

事業所における人材確保支援のため、集約した各事業所の求人情報について、本市ホームページへの公開を引き続き行います。加えて、主要駅通路デジタルサイネージや大学等で広報動画を掲出します。



【人材募集チラシ】

(2) 人材育成支援＜拡充＞

必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。また、研修講座の内容や回数の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し、受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。

(4) デジタル化の推進＜拡充＞

児童の入退室情報を管理するシステム等の放課後事業に関係するシステムの相互連携や、パマトコとの連携により、更なる保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担の軽減を図ります。



【プログラムの様子】

(5) 長期休業期間中における昼食提供＜拡充＞ **重点Ⅱ**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休みに加え、冬休み・春休み（3月）にも実施します。

また、より一層安全で安心な昼食提供を実施するため、外部機関によるアレルギー表示の確認を行います。



【昼食提供の様子】

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業＜拡充＞ **重点Ⅱ**

4,505万円（349万円）

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として新たに8か所で実施するとともに、8年度の実施か所数拡大に向けた環境整備等を行います。

（実施か所数：10か所（新規8か所））

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

1億741万円（1億331万円）

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

（運営か所数：5か所）

7 プレイパーク支援事業＜拡充＞ **重点Ⅰ** ※みどり環境局との共管事業

3,796万円（3,605万円）

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充します。

（実施団体数：23団体）



【プレイパークの活動】

10

地域療育センター
運営事業

本年度

千円
4,040,577

前年度

4,140,418

差 引

△ 99,841

本年度の
財源内訳

国

41,457

県

19,854

その他

109

市 費

3,979,157

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

1 地域療育センター運営事業＜拡充＞

40億4,058万円（41億4,042万円）

(1) 巡回訪問の拡充＜拡充＞

地域の中核機関として行っている巡回訪問について、保育所、幼稚園、小学校等に加え、地域の児童発達支援事業所等へ試行的に実施するため、3センターにソーシャルワーカーを増員します。（北部・西部・東部）

(2) 電子カルテの導入＜拡充＞

6年度に3センターで実施した電子カルテの導入について、残り5センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに移行します。これにより、市内すべてのセンターで電子カルテの導入が完了します。（南部・戸塚・北部・東部・港南）

(3) 初期支援の実施等＜拡充＞

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

また、障害児相談支援の充実を図るため、ソーシャルワーカーを増員します。

【センターにおける療育の様子】



【「ひろば事業」の様子】



【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	本年度予算
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	557,747
2 中部地域療育センター	西、中、南	518,844
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	420,025
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	499,706
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	505,928
6 地域療育センターあおば	青葉	373,169
7 北部地域療育センター	緑、都筑	508,197
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	506,587
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※150,374
計		4,040,577

【地域療育センターの主なサービス内容】

相談・地域支援等	- 相談対応 - 巡回訪問 - 初期支援 - 障害児相談支援 - 療育講座 - 保育所等訪問支援 等
診 療	- 診断・検査 - 評価・訓練 等
集団療育 (通園部門等)	児童発達支援等

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

11		在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実		事業内容 障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。	
				1 障害児通所支援事業等＜拡充＞ 253億7,603万円 (224億4,809万円)	
本年度		千円 28,750,831		(1) <u>障害児通所支援事業＜拡充＞</u> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。 ○障害児通所事業所見込数 911か所	
前年度		25,730,787		(2) <u>主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実＜新規＞</u> 主として重症心身障害児を対象とした事業所（市内35か所）の充実に向けて、未整備区（神奈川・金沢・戸塚・栄区）を対象に新たに整備費補助（2か所分）を実施します。 また、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を新たに実施します。＜社会福祉基金を活用＞	
差引		3,020,044			
本年度の財源内訳	国	13,586,894			
	県	6,327,686			
	その他	20,833			
	市費	8,815,418			
2 学齢後期障害児支援事業 学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。				2億3,437万円 (2億9,294万円)	
3 障害児医療連携支援事業＜拡充＞ (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。 (2) <u>医療的ケアを担う看護師等に対する研修＜拡充＞</u> 医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。7年度は、研修対象に障害児通所支援事業所に勤務する看護師等を加えます。 (3) <u>レスパイト事業のモデル実施＜新規＞</u> 医療的ケア児・者等の家族の負担軽減を目的として、自宅等に看護師を派遣するレスパイト事業をモデル実施します。 (4) <u>メディカルショートステイ事業</u> 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。○協力医療機関数：11病院 (5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援 医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。				7,222万円 (7,167万円)	
4 特別児童扶養手当支給事務費 障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部を集約し市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。				7,752万円 (4,983万円)	
5 障害児入所支援事業等＜拡充＞ 障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。また、福祉型施設における医療的ケア児の受入れ体制を整備するため、看護師派遣のモデル事業を新たに実施します。 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 また、福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。				29億9,069万円 (28億6,826万円)	

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

令和 7 年度 予 算 概 要

医 療 局

医療局病院経営本部

I 令和7年度 予算案の考え方

令和7年（2025年）は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者になる節目の年です。

今後は、医療と介護の複合的なニーズを有する85歳以上の高齢者の急速な増加や、生産年齢人口の減少により、少子・高齢化の影響がより深刻になる2040年を見据えて、医療と保健や介護、福祉との連携を着実に進め、市民の皆様が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活し続けることができるよう取り組んでいきます。

国の医療計画に基づく、5疾病（がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患）や5事業（救急医療・災害時における医療・周産期医療・小児医療・新興感染症発生/まん延時における医療）及び在宅医療の充実に向けて引き続き取り組みます。

特に、生涯に2人に1人がり患するといわれる「がん」については、重点施策として推進します。がん検診の受診率向上を目指し、働く世代、女性、シニア世代、がんのリスクが高い人など、それぞれに必要な早期発見の取組を推進するとともに、小児・AYA世代のがん対策にも力を入れ、がんになっても自分らしい生活を大切にできるよう支援していきます。

また、高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症や、アレルギー疾患への対応も進めます。

市立病院は、経営改善に向けた職員一人ひとりの意識醸成を徹底し、厳しい経営状況の中、引き続き、安全で質の高い医療を提供します。また特に、救急・災害時医療や周産期・小児医療などの政策的医療の提供をさらに充実させます。新興・再興感染症への対応においても中核的な役割を担うとともに、地域包括ケアの推進に向けた支援など地域医療のリーディングホスピタルとして先導的な役割を果たします。

質の高い医療を効果的・効率的に提供できるよう、医療DXの推進やICT技術の活用を進めるとともに、データの分析・活用を徹底し、エビデンスに基づく施策展開を図ります。

令和6年能登半島地震を踏まえた「新たな地震防災戦略」に基づき、災害医療体制の充実強化や避難生活の支援に取り組めます。また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、所管施設・設備の省エネ化を加速させていきます。

医療局・医療局病院経営本部は、『市民の皆様の「今」と「未来」の安全・安心な暮らしにつながる最適な保健・医療の提供』に向けて、スピード感を持ちつつ着実に取り組んでいきます。

Ⅱ 令和7年度 予算案について

令和7年度予算案総括表

(1) 医療局

(上段:事業費、下段:市費・単位:千円、%)

	令和7年度	令和6年度	差引増△減	
				(%)
一 般 会 計	34,195,079	34,257,108	△ 62,029	△ 0.2
	(32,487,402)	(32,360,787)	126,615	0.4
	26,297,707	26,655,184	△ 357,477	△ 1.3
	(24,590,030)	(24,758,863)	(△ 168,833)	△ 0.7
	8 款 医療費			
	1 項 医療政策費			
	2 項 公衆衛生費			
	6,823,626	6,832,961	△ 9,335	△ 0.1
	(6,673,404)	(6,645,222)	28,182	0.4
	19,474,081	19,822,223	△ 348,142	△ 1.8
	(17,916,626)	(18,113,641)	(△ 197,015)	△ 1.1
19 款 諸支出金	7,897,372	7,601,924	295,448	3.9
	(7,897,372)	(7,601,924)	(295,448)	3.9
	7,897,372	7,601,924	295,448	3.9
	(7,897,372)	(7,601,924)	(295,448)	3.9
特 別 会 計	425,693	428,561	△ 2,868	△ 0.7
	(81,945)	(82,498)	(△ 553)	△ 0.7
	425,693	428,561	△ 2,868	△ 0.7
	(81,945)	(82,498)	(△ 553)	△ 0.7
介護保険事業費会計				
合 計	34,620,772	34,685,669	△ 64,897	△ 0.2
	(32,569,347)	(32,443,285)	126,062	0.4

(2) 医療局病院経営本部（病院事業会計）

【収益的収支】

(単位: 千円)

	令和7年度	令和6年度	差引増△減	(%)
収益的収入	46,605,481	45,302,263	1,303,218	2.9
市 民 病 院	34,989,886	33,944,560	1,045,326	3.1
脳卒中・神経脊椎センター（YBSC）	9,743,018	9,440,813	302,205	3.2
み な と 赤 十 字 病 院	1,872,577	1,916,890	△ 44,313	△ 2.3
収益的支出 （特別損失、予備費を含む）	47,948,424	47,781,913	166,511	0.3
市 民 病 院	36,463,857	36,516,249	△ 52,392	△ 0.1
脳卒中・神経脊椎センター（YBSC）	10,041,631	9,738,727	302,904	3.1
み な と 赤 十 字 病 院	1,442,936	1,526,937	△ 84,001	△ 5.5
収益的収支	△ 1,342,943	△ 2,479,650	1,136,707	
うち特別損益	△ 490,911	△ 1,582,291	1,091,380	
うち予備費	1,400,000	1,400,000	—	—
経常収支	547,968	502,641	45,327	

※ 経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

※ 収益的支出のうち、旧市民病院解体工事費の財源の一部に充てるため、企業債504,000千円を借り入れます。

【資本的収支】

(単位: 千円)

	令和7年度	令和6年度	差引増△減	(%)
資本的収入	5,818,644	6,109,624	△ 290,980	△ 4.8
市 民 病 院	1,828,366	1,589,370	238,996	15.0
脳卒中・神経脊椎センター（YBSC）	1,737,263	2,487,962	△ 750,699	△ 30.2
み な と 赤 十 字 病 院	2,253,015	2,032,292	220,723	10.9
資本的支出	8,682,729	8,498,380	184,349	2.2
市 民 病 院	3,457,076	2,875,965	581,111	20.2
脳卒中・神経脊椎センター（YBSC）	2,467,316	3,104,625	△ 637,309	△ 20.5
み な と 赤 十 字 病 院	2,758,337	2,517,790	240,547	9.6
資本的収支	△ 2,864,085	△ 2,388,756	△ 475,329	

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

【参考】上記のうち一般会計繰入金

(単位: 千円)

一般会計繰入金	7,897,372	7,601,924	295,448	3.9
うち収益的収入	3,987,628	4,026,110	△ 38,482	△ 1.0
うち資本的収入	3,909,744	3,575,814	333,930	9.3

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

15億1,493万円（13億1,645万円）

高齢化の進展による医療需要の増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、質の高い医療を効率的・効果的に提供できるよう、医療DXやICT技術の活用、データを活用した取り組みを進めるとともに、病床機能の確保や医療従事者の人材確保・育成等を推進し、最適な医療提供体制の構築を目指します。

（１）医療人材の確保・育成

5億9,746万円（5億8,334万円）

ア 地域医療人材の養成・育成支援

5億4,997万円（5億4,585万円）

市内医療機関に看護師を安定的に供給するため、横浜市医師会聖灯看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を補助します。

イ 看護人材の採用支援＜拡充＞

1,526万円（973万円）

全国の卒業見込の看護学生向けに市内病院の看護師採用に関する情報をまとめた横浜市特設WEBサイトを開設し、より多くの学生のアクセスを促すためのPRを充実させます。

特に市内の中小規模病院が必要な看護師を確保できるよう支援します。



＜横浜市看護師採用サポート事業特設サイト置＞

ウ 人材確保・定着の取組への支援＜新規＞

1,116万円（529万円）

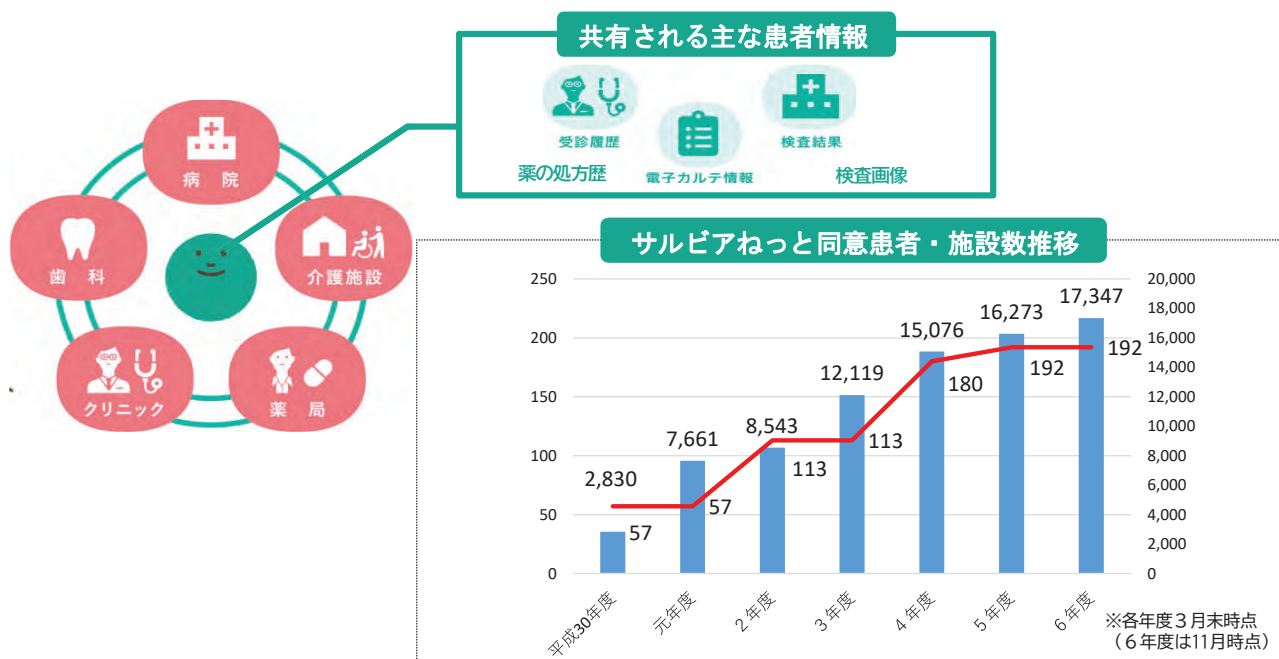
少子化等により新卒看護師が減少傾向であることを踏まえ、看護師免許を保有しているものの、就業していない潜在看護師の復職を一層推進するため、新たに横浜市医師会が運営する聖灯看護専門学校を活用し、潜在看護師の復職支援、職場紹介、定着支援に取り組みます。

また、キャリアを重ねた定年退職前後の看護師への情報提供や、市内医療機関が連携して復職・定着に向けた研修に対する支援を行うことにより、看護師が市内で長くキャリアを継続することを後押しします。さらに、復職後のフォローアップ研修を実施することなどにより職場定着を支援します。



＜看護職員復職支援研修の様子＞

【参考】サルビアねっとの概要



(3) 在宅医療の充実

4億8,476万円 (4億6,380万円)

2040年に向けて85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、医療と介護の両方が必要になる方が増加することが予想されます。

病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるようにするため、各区の在宅医療連携拠点における多職種連携や在宅医療を支える人材の育成に取り組みます。

また、人生の最期まで自分らしく生きるための支援として、「人生会議」の普及啓発を進めます。

ア 在宅医療連携拠点の運営

3億5,628万円 (3億5,698万円)

地域の医療機関と介護事業所等の連携を深め、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を構築するために、各区の在宅医療連携拠点において、在宅医療や介護に関する相談支援や医療・介護従事者の人材育成と連携強化、市民啓発等に取り組むほか、療養に必要な障害福祉サービスの提供や災害時の対応についても、関係機関との連携を進めます。

イ 疾患別医療・介護連携の強化

3,980万円 (3,980万円)

高齢者に多くみられる糖尿病、心疾患、摂食嚥下、緩和ケアなどの課題について、医療・介護に携わる人材の対応力向上と連携の強化に向けたネットワークづくりのため、地域ごとに多職種連携研修等の取組を進めます。

市民の皆様が健康で安心した生活を送れるよう、感染症や食中毒などのまん延防止や快適な生活環境の確保に取り組めます。また、難病患者や医療的ケア児・者、認知症患者などの方々への支援を強化するとともに、疾病等の予防・早期発見につながる施策を推進し、本人や周囲の人にとって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 認知症対策

1,000万円

横浜市の認知症高齢者数は年々増加し、2025年は12.6万人、2040年には約17.9万人と推計され、高齢者の6.7人に1人が認知症となることが予想されています。認知症医療はこれまで、早期発見、診断後の相談支援、症状増悪期の対応などを重点的に行ってきましたが、認知症の進行を遅らせる抗体医薬の開発・治療などが始まったことから、総合的な認知症医療体制の充実を図ります。

ア 認知症治療体制の構築及び情報発信＜新規＞

200万円

市内の医療機関において、認知症抗体医薬の治療体制に関する調査を行うとともに、治療実施施設の意見交換や治療に関する知見の共有などにより、ネットワークの構築を進めます。医療機関の連携を強化することで、将来的な治療の進展にも対応できる医療体制を整え、認知症治療の充実を図ります。

また、認知症抗体医薬に係る治療に関連した情報をお探しの方が円滑に情報を取得できるよう、市民の皆様に向けて情報発信を行います。

【参考】認知症治療体制の関係図及び市内の認知症抗体医薬（レカネマブ）使用医療機関一覧

認知症抗体医薬治療実施施設
(最適使用推進ガイドライン適合施設)



医療機関一覧(令和6年11月時点)

1	済生会横浜市東部病院
2	市立市民病院
3	けいゆう病院
4	市立みなと赤十字病院
5	市立大学附属市民総合医療センター
6	秋山脳神経外科病院
7	済生会横浜市南部病院
8	市立脳卒中・神経脊椎センター
9	市立大学附属病院
10	横浜南共済病院
11	横浜労災病院
12	昭和大学藤が丘病院
13	横浜新都市脳神経外科病院
14	横浜総合病院
15	昭和大学横浜市北部病院
16	国立病院機構 横浜医療センター
17	戸塚共立いずみ野病院

(イ) 市民の皆様等への適切でわかりやすい情報発信

食物アレルギー等のアレルギー疾患は、乳幼児期から小児期にかけて発症することが多く、重症化を防ぐには早期発見・早期治療が必要です。そのため、アレルギーに関する疾患情報、相談窓口、医療機関、予防的取組等を発信する情報サイトを作成し、市民の皆様に一体的でわかりやすい情報を届けます。併せて、市民の皆様や施設職員等が、アナフィラキシーが起きた時などの緊急時に対応できるよう動画等を作成します。

(ウ) 災害対応力の強化

災害時のアレルギー対応を強化するため、備蓄や避難所生活における注意点などを掲載した市民の皆様向けのリーフレット等を作成し、医療機関と連携して啓発を行います。

ウ 当事者及び有識者等との連携の推進＜新規＞

1,550万円

アレルギー疾患に関する施策を検討するため、当事者、専門医、地域の診療医、関係機関等と意見交換を実施します。また、アレルギー患者等及び対応医療機関の実態把握を行い、総合的なアレルギー疾患医療対策へつなげます。

(3) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応

1億5,476万円（1億1,921万円）

ア 医療的ケア児・者等への対応＜再掲＞

4,702万円（2,207万円）

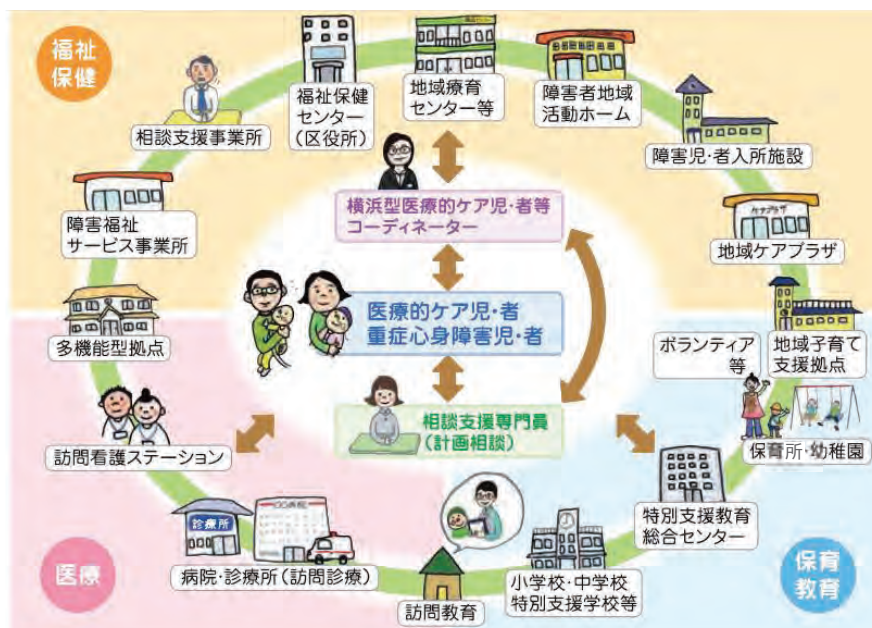
(ア) 医療的ケア児・者等支援の促進

738万円（836万円）

（こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施）

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、専門的な研修を受けた医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育所・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。

【参考】医療的ケア児・者への相談・支援体制イメージ



(イ) 医療的ケア児・者等を支える看護師への支援＜拡充＞＜再掲＞ 780万円（635万円）

医療的ケア児を受け入れている保育所や学校に加え、福祉施設に従事する看護師に対し、医療的ケアの経験が豊富な支援看護師が実技等の対面研修を実施することで、知識・技術の向上を図ります。

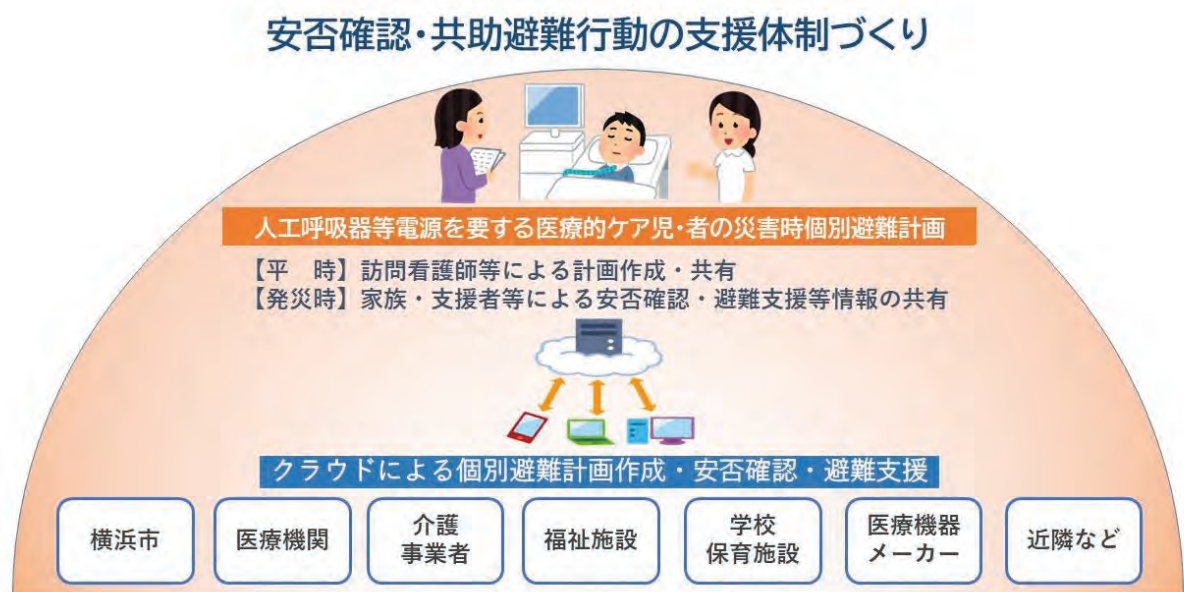
また、看護師同士の交流の場を設けることで、看護師が抱える課題の解決や不安解消を図り、離職防止へとつなげます。

(ウ) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者の災害時個別避難計画作成＜新規＞◎

3,183万円

人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用していて、災害による電源喪失が命に関わる方を対象に、平時の備えや発災時の対応に関する、災害時個別避難計画の作成に取り組みます。

また、計画作成にあたってはクラウドを活用したシステムを導入し、平時においては効率的な計画作成と支援者間の情報共有、発災時には迅速で確実な安否確認や避難支援等の実効性を確保します。



イ 歯科保健医療センターの運営支援＜拡充＞＜後掲＞ 9,509万円（8,954万円）

ウ 歯科保健医療の推進＜拡充＞＜後掲＞ 1,266万円（760万円）

(4) 感染症対策 135億1,921万円（145億4,693万円）

感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種の推進及び健康被害の救済、感染症の予防啓発や発生動向の調査・分析等を行います。また、新興感染症発生時に機動的な対応がとれるよう、必要な資器材の備蓄や訓練等を行います。

(イ) 市民向け啓発 42万円 (22万円)
新興感染症に関する正しい知識や感染対策等について、様々な媒体を通して啓発を行います。

ケ 感染症対応人材強化 1,000万円 (2,000万円)
今後想定される新興感染症に備え、市内病院に対し、長期的な感染症への対応力強化を目的とした研修の参加や資格取得等を支援します。

(5) 歯科保健医療の推進 1億775万円 (9,714万円)

ア 歯科保健医療センターの運営支援<拡充><再掲> 9,509万円 (8,954万円)
夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助します。

イ 歯科保健医療の推進<拡充><再掲> 1,266万円 (760万円)
横浜市歯科医師会が実施する障害児・者歯科医療研修事業、嚥下機能評価研修や、周術期口腔ケアの市民啓発に係る費用の一部を補助します。
また、障害児・者歯科保健医療推進のため、関係団体、歯科を有する医療機関等と意見交換を行いながら、障害児・者歯科保健医療の充実に向けた施策を検討・実施します。

【参考】本市の障害児・者歯科医療体制 (令和6年4月1日現在)

種別	内容	医療機関数	医療機関名
一次医療	障害児・者のかかりつけ歯科医による治療	139か所	心身障害児・者歯科診療協力医療機関
二次医療	地域の歯科医療機関では治療が困難な治療	1か所	横浜市歯科保健医療センター
三次医療	高度で専門的な対応(全身麻酔や入院設備など)を必要とする治療	3か所	・神奈川県立こども医療センター ・神奈川歯科大学附属横浜クリニック ・鶴見大学歯学部附属病院

(6) 衛生研究所の取組 3億5,654万円 (3億2,634万円)

衛生研究所において、感染症や食中毒等に関連する検体及び食品や飲料水等について試験検査を行います。また、試験法等の開発や保健衛生に関する調査研究を行うとともに、公衆衛生に関する各種研修及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。

ア 衛生研究所の運営・管理<拡充> 1億8,309万円 (1億6,672万円)
衛生研究所の運営及び設備の管理等を行います。
脱炭素の取組として8年度施設完全LED化に向けて、約600灯交換予定(施設内LED化率約78%)

令和 7 年 度

予 算 概 要

教 育 委 員 会

■ 教育予算案について

区分	7年度予算額	6年度予算額	増減
一般会計	2,977億545万円	2,860億3,221万円	116億7,324万円 (+4.1%)
教育施策の推進にかかる経費	838億2,401万円	785億4,927万円	52億7,474万円 (+6.7%)
教職員人件費等	1,713億3,243万円	1,720億4,888万円	▲7億1,645万円 (▲0.4%)
教育施設整備費	425億4,901万円	354億3,405万円	71億1,495万円 (+20.1%)

■ 市立学校の学校数等

区 分	7年度	6年度	差 引	備 考
学 校 数	校 505	校 505	校 0	
小 学 校	336	336	0	
中 学 校	144	144	0	
義務教育学校	3	3	0	
高 等 学 校	9	9	0	
特別支援学校	13	13	0	
児 童 生 徒 数	人 253,402	人 256,187	人 ▲2,785	
小 学 校	167,312	169,197	▲1,885	
中 学 校	74,585	75,437	▲852	
義務教育学校	2,383	2,419	▲36	
高 等 学 校	7,632	7,667	▲35	
特別支援学校	1,490	1,467	23	
学 級 数	学級 10,453	学級 10,352	学級 101	
小 学 校	7,179	7,086	93	
中 学 校	2,519	2,521	▲2	
義務教育学校	99	96	3	
高 等 学 校	214	214	0	
特別支援学校	442	435	7	

※7年度の児童生徒数及び学級数は推計値、6年度の児童生徒数及び学級数は実数値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

※小学校は、市場小学校けやき分校、新井小学校桜坂分校を含む

※中学校は、新井中学校桜坂分校、南高等学校附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を含む

※高等学校のうち、戸塚高校(全日制と定時制)、横浜商業高校(全日制と別科)はそれぞれ1校として計上

令和7年度予算の重点ポイント

I 新しい学校教育の創造に向けた取組

課題

- 1人1台端末をベースにしたDXによる教育の早急なリデザインが不可欠
- 求められる未来の人材育成や教育現場の課題の質的变化への対応の遅れ
- 教職員志願者の減少傾向が続く中で教職の魅力づくり・働き方改革の要請

① 教育DXを推進するための“つながる基盤”の形成と効果的な運用を進めます！

P 6

参照

- 約40万人が登録する家庭と学校の連絡システムに要望の多い学校関係の手続・提出機能を追加します。
- 児童生徒と教職員約28万人が活用する学習支援システムのダッシュボードや健康観察機能等を拡充します。
- M365導入・グループウェア全校クラウド移行と校務支援システムの新システム移行の準備を進めます。



② 約26万人の子どもたちの“データ収集・分析・活用・更新するサイクル”を整備・運用します！

P 8

参照

- 約26万人の児童生徒からのデータを安全かつ効率的に蓄積・管理するデータハウスを整備します。
- 教職員、大学、企業の共創でデータを分析、学びの現場に還元する横浜教育データサイエンス・ラボを駆動します。
- データのビジュアル化など児童生徒や教職員のデータ活用を促進します。



～ “学ぶなら横浜” “教えるなら横浜” “教育DXの横浜”を目指します！～

方向性

1人1台端末を効果的に活用し、児童生徒、保護者、教職員と学校、教育委員会をつなぐ、教育DX基盤と約26万人の児童生徒から届けられる学習や健康観察等のデータを分析、活用、更新するデータサイクルを整備・運用します。

また、対面の授業などのリアルに加え、オンライン、メタバースの3つの重層的な学びの空間を整備し、特にグローバル教育、誰もが保障される学びを充実させます。

さらに、新しい教育の創造に向けて、大学・企業等との共創や、外部人材・ICTの活用による教職員の働き方改革と社会につながる学びを進めます。

③ グローバル教育、誰もが学びを保障される“三層の学びの空間”を充実させます！

P 10



- リアル空間に加え、オンライン、メタバースなど選択できる三層での学びの空間を整備します。
- グローバル教育では、姉妹都市や多くのAET、IUI(※1)を有する強みを生かし立体的な学びを展開します。
- 誰もが学びを保障される環境では、場所を選ばず選択できる重層的な学びの環境を整えます。

(※1) AET…英語でのコミュニケーション能力育成のための指導助手
IUI…外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師

リアル空間	多様な人との関わりや「対面」で学べる環境づくり ・チーム学年経営全校展開、チーム担任制試行 ・AET、IUI、学校司書、理科支援員、外部専門人材 ・児童支援専任教諭、SC、SSW(※2)等配置 ・インクルーシブ教育モデルの研究・推進
オンライン空間	場所を選ばず人やツールとつながる学びづくり ・電子書籍を全小学校に導入 ・学習支援システム、ロイロノート、どこでもスタディ
バーチャル空間	メタバース等リアリティある仮想体験空間づくり ・メタバース教室・空間の運用開始 ・姉妹都市校等との交流授業等 ・子どものこころの変化をとらえ、安心な学びの環境をつくる「横浜モデル」の開発(P9参照)

◆グローバル教育
国際理解・英語教育の多様なプログラムを三層空間で展開

三層空間で
社会につながる学びを充実

◆誰もが保障される学び
学習や健康観察・心のケアまでを三層空間で保障

(※2) SC…スクールカウンセラー、SSW…スクールソーシャルワーカー

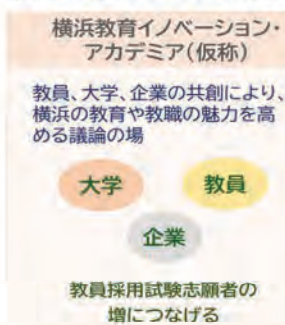
④ 新たな教育の創造と教職員の働き方改革など“共創による教職の魅力づくり”を行います！

P 14

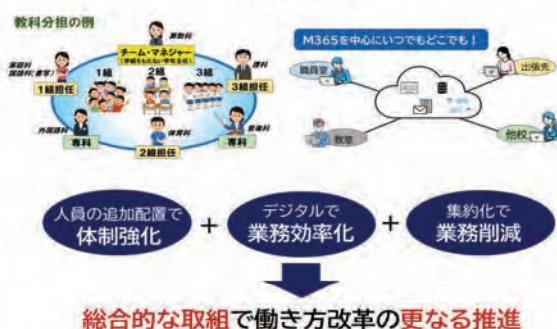


- チーム学年経営の全校展開、試行校でチーム担任制を研究し、組織的・効果的な学級経営を強化します。
- 外部人材の配置、校務DXの推進、業務の適正化・精選など、総合的な取組で働き方改革を推進します。
- 教員・大学・企業との共創“横浜教育イノベーション・アカデミア(仮称)”で教育の質や教職の魅力を高めます。
- 教員採用試験の多様化や教員の魅力を発信するプロモーションを強化し、教員志望者の増につなげます。

教職の魅力づくり・人材育成



働き方改革



プロモーション



Ⅱ 安全・安心な学校、信頼される組織変革に向けた取組

⑤ 巨大事業体に相応しい組織運営の改革に取り組みます！

約26万人、505校の他に類をみない組織規模を有する事業体にふさわしいガバナンスの構築

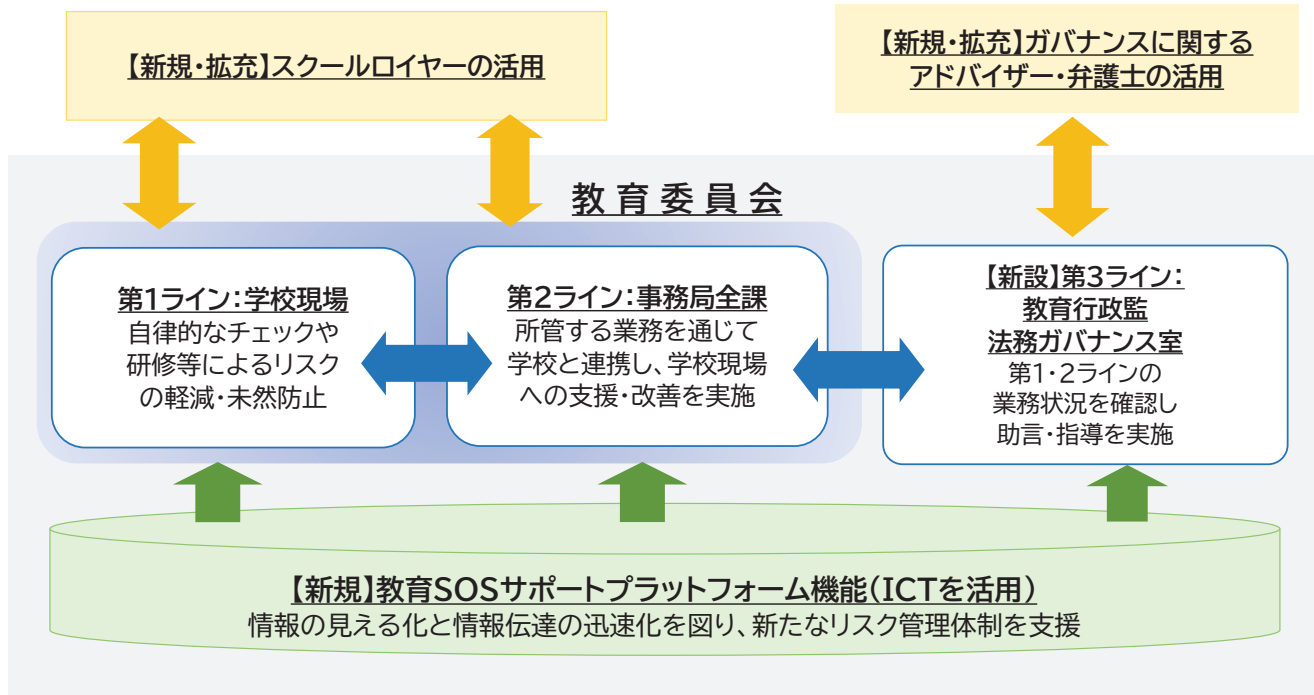
P 16



重層的なリスク管理推進体制＋教育SOSサポートプラットフォーム＋ボトムアップ＋情報共有の見える化

民間企業、他都市を参考にしたガバナンス体制を整備するとともに、ICTを活用した情報やプロセスの見える化と合わせて、ボトムアップからの組織改革を進めます。

【重層的なリスク管理推進体制(教育委員会版3ラインモデル)】



⑥ 不登校支援・いじめ防止に向けた総合的な対策の充実・強化に取り組みます！

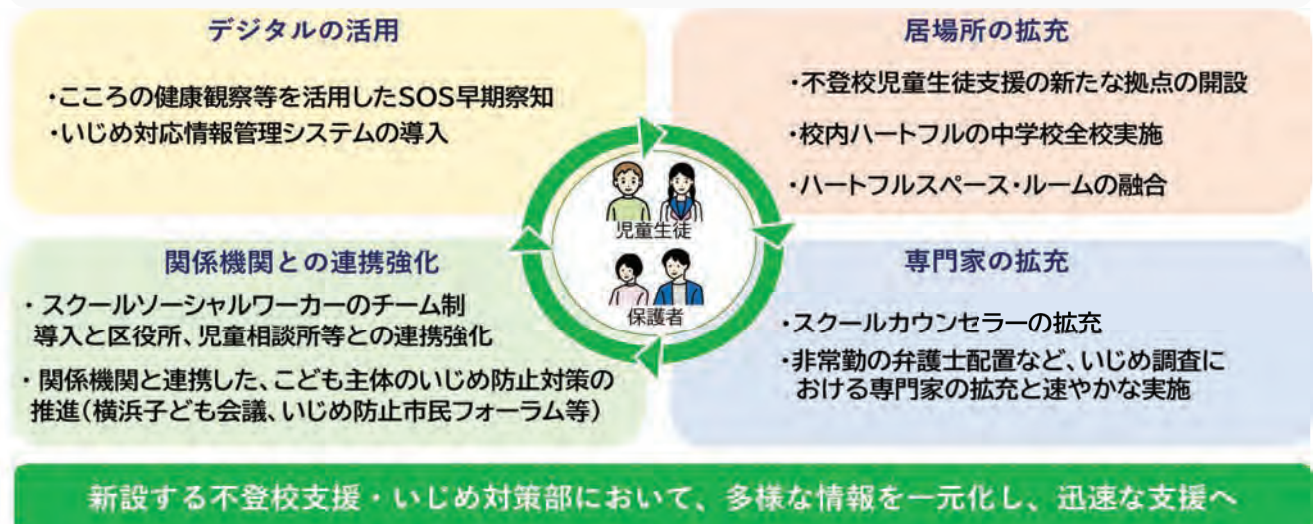
第三者検証等の検証も踏まえた、不登校支援・いじめ防止対策の総合的な対応の体制と仕組みづくり

P 18



デジタル活用＋居場所拡充＋専門家拡充＋関係機関との連携強化

児童生徒と保護者を中心に、不登校支援や、いじめの未然防止から早期発見・早期対応、調査実施までの総合的な対策を再構築し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを行います。



Ⅲ その他の重点取組

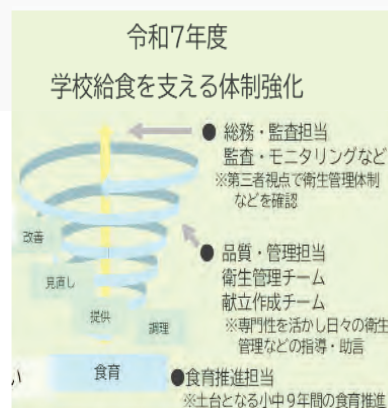
⑦ 令和8年度中学校給食の全校実施に向けた環境整備に取り組めます！

P 20



5本の柱

- ①令和8年度に向けた着実な準備(令和7年度の喫食率拡大への対応、配膳室の整備)
- ②学校の実施を支える体制強化(職員室業務アシスタントの加配、栄養教諭への任用替えの促進)
- ③より安全、安心な給食への取組(衛生管理体制の強化)
- ④より魅力ある給食へ(献立改善の実施)
- ⑤物価高騰への対応(子育て世帯の負担増を抑制)



⑧ 生涯にわたる学び、知の交流空間づくりに向け図書館ビジョンを推進します！

P 22



1 市立図書館の再整備・機能拡張

- 中央図書館と地域図書館で交通アクセス・バランス等を踏まえ、提供する機能を分担
- 1区1館を基本としつつ、時代・ニーズの変化と市立図書館が抱える課題を抜本的に解決するため、新たな大型図書館を整備
 - ① 港北図書館の再整備に向けた検討
 - ② 地域図書館のリノベーション
 - ③ (仮称)豊岡町複合施設再編整備事業(鶴見図書館分)
 - ④ のげやま子ども図書館整備
 - ⑤ 新大型図書館の基本構想策定検討



2 図書サービスへのアクセス性の向上

地区センターなど身近な施設との連携による新たな図書取次拠点設置に向けた調査・検討

3 デジタル技術の積極導入

利用者サービスの向上、業務効率化を目指します

- ①市立図書館全館へのICタグ導入
- ②デジタル技術導入検討

⑨ 災害時の利用や環境にも配慮した学校施設の環境整備を促進します！

P 26



避難所利用も踏まえた体育館空調を整備、トイレの洋式化、環境に配慮した照明LED化の加速、給食室空調の整備、エレベーター等整備の環境改善、学校施設の建替え・長寿命化に取り組めます。

⑩ 配慮が必要な児童生徒に寄り添った対応強化を充実させます！

特別な支援や配慮を必要とする児童生徒の増加等を踏まえ、通級指導教室の拡充等学びの場の充実と、新たに個別支援学級へのコンサルテーション事業を創設する等により、教職員の専門性向上に取り組めます。

P 28



予算概要4局抜粋版-46-

3	「グローバル教育」と「誰もが学びを保障される環境」の充実		取組内容 教室や学校などの「リアル」空間での学びを一層充実させるとともに、「オンライン」空間や「バーチャル」空間の構築と充実を図ります。 子どもたち一人ひとりが個性や関心、さらには状況に応じて、3つの空間から自ら選択できる環境を確保することで、学びの保障と充実を進めます。 (1) リアル空間 2,287,054千円 (1,979,504千円) ① 英語教育推進事業【拡充】 2,139,255千円 (1,838,483千円) 全中学校に英語指導助手(AET)を引き続き常駐配置することに加え、小学校においてもAETを増員(40名)し、新たにオンラインも活用することで、週2～3日実施していたAETによる授業を全小学校(334校)で、毎日(リアル+オンライン)実施できるようにします。これにより、生きた英語を学ぶ環境を整え、英語教育を一層推進します。 ② 国際理解教育推進事業【拡充】 146,737千円 (140,759千円) 外国人講師(IUI)から英語を通じて異文化を体験的に学ぶ「国際理解教室」(小学校)や、複数のIUIから英語で一度に様々な国の文化を学ぶ「SEPro Global」(中学校)の取組を引き続き実施するほか、国際社会の中で自ら考え行動できる人材を育てる「よこはま子ども国際平和プログラム」では広報活動の充実を図ります。 ③ 横浜型の「チーム担任制」の研究【拡充】 1,062千円 (262千円) 学年全体をマネジメントする教員を創出し、教科の分担を実現する「チーム学年経営」を、全ての小学校・義務教育学校(前期課程)で実施します。この取組を基盤として、授業以外の学級担任業務についても分担し、複数人で学級経営を行う横浜型の「チーム担任制」の導入に向けて、新たに試行校において研究を進めます。 (2) オンライン空間 242,186千円 (154,472千円) ① 学校図書館への電子書籍導入【新規】 77,890千円 (一千円) 配架スペースを取らない蔵書の拡充や、文字の拡大・読み上げなどの読書バリアフリー化を図り、多様な子どもたちが読書に親しめる環境づくりを進めるため、全ての小学校、義務教育学校、特別支援学校に電子書籍を導入します。1人1台端末で同時に同じ本を読める環境で、調べ学習の授業や朝の読書タイム等での読書活動を充実させます。 ② オンラインでの学びの充実 17,559千円 (13,713千円) 教室以外の場所から端末で授業に参加する「横浜どこでもスタディ」や、家庭等での学習機会を確保する「アットホームスタディ」等、オンライン空間での学びの充実を図ります。 ③ 国際理解教育推進事業〈再掲：(1)②〉 146,737千円 (140,759千円) 国際理解の機会をより多く提供できるよう、国際理解教室等のオンライン化を検討します。 (3) バーチャル空間 117,312千円 (104,467千円) ① グローバルモデル校推進事業【拡充】 グローバル社会で活躍しながら地球規模の課題解決に向けて多様性を尊重し、協働・共生できる人材を育みます。そのため、海外の学校との交流など英語教育を一層推進するとともに、実践的な英語に触れる機会や、AIやメタバースなどの先端技術を活用した学びの機会を増やす取組を推進します。また、新たにモデル校以外の学校に対しても取組を展開していきます。
本年度		6,229,206千円	
前年度		5,556,468千円	
差引		672,738千円	
本年度の財源内訳	国・県	994,529千円	
	その他	42,993千円	
	市債	-	
	一般財源	5,191,684千円	

9	図書館サービスの充実		取組内容 市民の課題解決や暮らしに役立つ情報の提供など 図書館サービスの充実を図ります。
本 年 度		2,041,506千円	(1) 図書館の管理・運営 1,133,105千円 (1,073,291千円) 中央図書館及び地域図書館の施設管理・運営、広報、研修、図書館情報システムの運用等を行います。 ①パマトコ（市子育て応援アプリ）と図書館情報システムの連携（図1参照） 子どもの読書活動を支援するために、子育て世代の登録が多いパマトコと図書館情報システムを連携し、パマトコ側でおすすめの本を紹介できるような仕組みを新たに検討します。 ②読書活動の推進について 第三次横浜市民読書活動推進計画に基づき、読書に親しむきっかけとなる取組を充実するとともに、本を介した体験型の事業の実施を進めます。
前 年 度		1,966,362千円	
差 引		75,144千円	
本年度の財源内訳	国・県	4,776千円	
	その他	19,285千円	
	市債	-	
	一般財源	2,017,445千円	
(2) 図書館資料の充実に向けた取組 385,085千円 (386,879千円) 市民の読書活動の推進のため、魅力ある図書の充実に取り組むとともに、利用者の課題解決に資する専門図書を幅広く収集します。 電子書籍サービスを引き続き提供するとともに、新たに幅広いジャンルの雑誌が読める電子雑誌の閲覧サービス（図2参照）を開始します。			
(3) 中央図書館の窓口サービスの運営 146,290千円 (139,801千円) 中央図書館の窓口業務に加え、新たに開設する「のげやま子ども図書館おやこフロア」では、乳幼児がはじめて本と出会い保護者とともに本の世界を楽しめるよう読書支援等（図3参照）を実施します。また、移動図書館（図4参照）の市内30か所への定期巡回や地域のイベント等への特別運行を実施します。			
(4) 障害のある方への読書支援 7,329千円 (9,452千円) 視覚障害者等への対面朗読の実施、録音図書・テキストデイジー※の貸出・製作を行います。また、来館が困難な障害のある方への図書の配送貸出を実施し、読書を支援します。 ※文字情報（テキストデータ）を、パソコンやタブレット端末の音声合成機能で読み上げるもの			
(5) 窓口業務委託による地域図書館・図書取次所の運営 170,812千円 (164,388千円) 港北図書館、都筑図書館及び戸塚図書館の貸出・返却業務等を業務委託にて行います。 また、身近で便利な図書館サービスを提供するため、7年3月に開設予定の図書取次所を含む市内5か所の図書取次所の窓口業務を委託にて行います。			

図書館サービスの充実

(図1) パマトコとのシステム連携 イメージ



(図2) 電子雑誌のサービス紹介



(図3) 乳幼児向けおはなし会 (中央図書館)



(図4) 移動図書館 (横浜マリンタワーへの特別運行)



コラム 図書取次所の新設(ららぽーと横浜内)

市立図書館の予約した本の貸出と返却ができる「図書取次所」を都筑区にある大型商業施設「ららぽーと横浜」内に開設します。

この図書取次所の特徴として、子どもと一緒に座って絵本を読んだり、本棚にある本から選んで借りたりできます。

また、展示やイベント等を施設内にある店舗や地域子育て支援拠点等と連携して実施するなど、子どもも大人も楽しめる図書取次所を目指します。

親しまれる施設となるよう愛称投票を実施する等、7年3月のオープンに向けて準備を進めています。



11	特別支援教育の推進、福祉・医療等との連携による支援		取組内容 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加している状況を踏まえ、特別支援教室実践推進校や通級指導教室の拡充により、学びの場を充実します。 また、更なる専門性の向上が急務な個別支援学級へのコンサルテーション事業を、新たに創設します。 さらに、医療的ケアのある児童生徒が安心・安全に通えるよう、肢体不自由特別支援学校における学校看護師体制を50人に拡充し、組織体制の強化を図ります。
本年度		2,503,185千円	
前年度		2,240,023千円	
差引		263,162千円	
本年度の財源内訳	国・県	353,871千円	
	その他	8,872千円	
	市債	50,000千円	
	一般財源	2,090,442千円	
			(1) 特別支援教育の推進 457,735千円 (319,389千円) ① 特別支援教室実践推進校の拡充 134,439千円 (56,319千円) 小・中・義務教育学校で、<u>学習のつまづきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、非常勤講師を配置する特別支援教室実践推進校を拡充します。</u> ＜配置校数：R 6：102校→R 7：120校＞ ② 通級指導教室の整備 105,575千円 (45,750千円) <u>通級指導教室を利用する児童生徒数が平成27年度から10年間で約1.4倍に増加している現状を踏まえ、通級指導教室を小学校1校、中学校1校増設します。</u> ＜設置校数：小・中学校 R 6：20校→R 7：22校＞ ③ 特別支援教育支援員事業 217,721千円 (217,320千円) 小・中・義務教育学校で、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒に特別支援教育支援員（有償ボランティア）を配置し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。 ＜R 7 配置人数見込み：2,238人＞
			(2) 特別支援教育における専門職との連携 17,158千円 (10,189千円) 医師や学識経験者等からなる専門家支援チームによる小・中学校への派遣支援に加え、<u>特別な支援や配慮が必要な児童生徒が増加したことによって、多様な子どもたちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教職員に対するコンサルテーション事業を新たに創設します。</u>障害特性に応じた適切な指導方法等について、発達障害等の専門的支援に見識と実績のある民間事業者のノウハウを活用することで、教職員の特別支援教育に係る更なる専門性の向上を図ります。 また、肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣し、児童生徒の安全確保及び姿勢や運動面などの学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。
			(3) インクルーシブ教育モデル研究事業 5,553千円 (7,010千円) 若葉台地域において、小学校と特別支援学校の児童生徒が安心して学び続けられるための、新たな交流及び共同学習の検討・研究・実践等に、大学とも連携しながら、引き続き取り組みます。
			(4) 就学・教育相談事業 155,328千円 (153,181千円) 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、ふさわしい学びの場についての就学・教育相談を実施します。



(5) 福祉・医療等との連携による支援

1,422,007千円 (1,315,009千円)

① スクールバス運行事業【拡充】

1,077,808千円 (1,014,737千円)

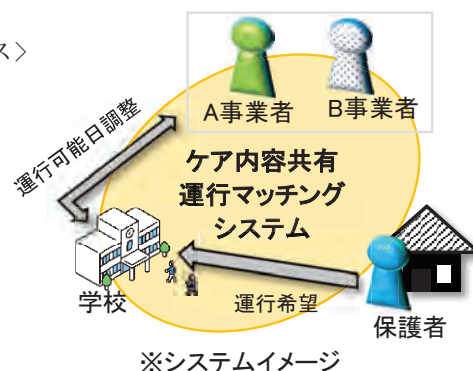
社会情勢の変化に伴う人件費や燃料費の高騰及び交通事業者の働き方改革に伴う、乗務員等の担い手不足に対応するとともに、既存の運行体制を維持しつつ、特別支援学校（視覚・知的・肢体）でスクールバス等を運行します。

また、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない児童生徒に提供する福祉車両（原則看護師が同乗）は、台数を増やし、運行コースの拡充を図ります。

さらに、福祉車両の運行において、保護者・事業者・学校間での情報共有などを円滑に進めるためのシステムを新たに導入します。

＜通学用スクールバス等の運行：50コース＞

＜福祉車両の運行：R 6：29コース→R 7：33コース＞



② 特別支援学校医療的ケア体制整備事業【拡充】

267,871千円 (257,024千円)

児童生徒の多様化する医療的ニーズへの対応や通学支援を拡充するため、肢体不自由特別支援学校6校に配置する学校看護師を増員します。また、看護師職のとりまとめ役となる主任級を2名配置し、組織体制の強化を図ります。

それに加えて、高度化する医療的ケアへの対応及び学校看護師の質の向上を図るため、研修を実施します。

人工呼吸器等高度な医療的ケア児の保護者の付添い解消について、引き続き、宿泊行事等への付添い解消に向けたモデル的実践や、医療的ケア等があり、自宅で訪問教育を受けている家庭への負担軽減に取り組みます。

＜看護師配置数：R 6：44人→R 7：50人＞

③ 医療的ケア児・者等支援促進事業

7,382千円 (8,355千円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。

＜こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局連携事業＞

(6) 特別支援学校における非常用電源の整備

28,667千円 (一千円)

新たな横浜市地震防災戦略に関する取組の一つとして、特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒に対し、災害時においても安心・安全な環境を確保するため、非常用ポータブル電源の追加整備を進めます。

これにより、災害時においても医療的ケア児が安定的に吸引器や人工呼吸器、加温加湿器等を使用できる環境を整えます。

併せて、安定的な電源の確保に向けて、特別支援学校敷地における無停電発電設備等の導入を検討するための調査委託を実施します。

令和7年度 教育予算総括表

(単位:千円)

款項目	7年度 予算額	6年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)
17款 教育費	297,705,448	286,032,208	11,673,240	4.1
1項 教育総務費	196,257,458	195,457,856	799,602	0.4
1目 教育委員会費	21,357	21,360	▲3	▲ 0.0
2目 事務局費	12,198,202	11,390,320	807,882	7.1
3目 教職員費	171,332,427	172,048,880	▲716,453	▲ 0.4
4目 教育指導振興費	9,377,349	9,279,774	97,575	1.1
5目 教育センター費	100,451	246,259	▲145,808	▲ 59.2
6目 特別支援教育指導振興費	764,970	726,040	38,930	5.4
7目 教育相談費	2,462,702	1,745,223	717,479	41.1
2項 小学校費	13,811,283	14,146,112	▲334,829	▲ 2.4
1目 学校管理費	10,024,645	10,346,950	▲322,305	▲ 3.1
2目 学校運営費	3,786,638	3,799,162	▲12,524	▲ 0.3
3項 中学校費	6,320,759	6,772,397	▲451,638	▲ 6.7
1目 学校管理費	4,090,539	3,993,902	96,637	2.4
2目 学校運営費	2,230,220	2,778,495	▲548,275	▲ 19.7
4項 高等学校費	1,136,923	1,121,063	15,860	1.4
1目 学校管理費	790,258	772,698	17,560	2.3
2目 学校運営費	346,665	348,365	▲1,700	▲ 0.5
5項 特別支援学校費	1,875,071	1,816,005	59,066	3.3
1目 学校管理費	1,612,975	1,550,438	62,537	4.0
2目 学校運営費	262,096	265,567	▲3,471	▲ 1.3
6項 生涯学習費	4,102,790	3,856,988	245,802	6.4
1目 生涯学習推進費	502,576	540,859	▲38,283	▲ 7.1
2目 文化財保護費	1,097,834	1,163,425	▲65,591	▲ 5.6
3目 図書館費	2,502,380	2,152,704	349,676	16.2
7項 学校保健体育費	31,652,159	27,427,733	4,224,426	15.4
1目 学校保健費	725,299	736,405	▲11,106	▲ 1.5
2目 学校体育費	695,456	659,812	35,644	5.4
3目 学校給食費	16,348,837	14,201,250	2,147,587	15.1
4目 学校給食物資購入費	13,882,567	11,830,266	2,052,301	17.3
8項 教育施設整備費	42,549,005	35,434,054	7,114,951	20.1
1目 学校用地費	1,596,406	1,370,527	225,879	16.5
2目 小・中学校整備費	18,475,856	13,133,638	5,342,218	40.7
3目 高等学校整備費	124,250	124,304	▲54	▲ 0.0
4目 特別支援教育施設整備費	202,478	161,780	40,698	25.2
5目 学校施設営繕費	21,851,200	20,525,227	1,325,973	6.5
6目 学校施設整備基金積立金	298,815	118,578	180,237	152.0

障害児通所支援事業 主として重症心身障害児を対象とした事業所の整備補助金について
(令和 7 年度新規)

【事業の概要】

主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援もしくは放課後等デイサービス事業所の充実に向けて、整備費補助を実施します。

※こども家庭庁「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用予定

【補助額】

条件	金額
①未整備区で多機能型事業所(児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を実施)を開所	900 万円補助
②未整備区で児童発達支援もしくは放課後等デイサービスのいずれかを開所	450 万円補助

【スケジュール (予定)】

令和 7 年 5 月以降	制度周知
夏以降	補助金交付先の選定

児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書

令和6年3月25日

横浜市児童福祉審議会 障害児部会

1 児童から成人への移行期（トランジション）支援とは

障害のある人の支援について、特に、学齢期から成人への移行期における医療機関や各種支援機関への円滑な移行が難しく、積年の課題となっています。成人期になっても、児童を支援対象としている福祉施設や医療機関等が対応しているケースもあり、本人及びその家族だけでなく、支援者にも負担がある状況が続いています。

令和4年に施行された民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に変わりましたが、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、以前より18歳未満を障害児、18歳以上を障害者と規定しており、障害のある人にとって「18歳」を契機として様々な移行がなされるため、その前後が移行期となります。障害児・障害者ともに利用できるサービスも多く存在しますが、児童のみ、又は成人のみが利用可能なサービス等もあり、また、申請者が保護者から本人に、利用者負担上限額の設定が保護者の所得（税額）から本人の所得（税額）によるものへと変わる時期でもあります。

このように、児童期と成人期とでは利用する制度が異なるため、児童から成人に移行する際に制度利用に係る問題が生じることがないように、そして必要なサービス利用に滞りが生じないように、地域における様々な機関が支援を行う必要があります。しかし、当事者にとっては、この移行期に必要な支援を受けることができない場合に、多くの「はざま（切れ目）」を感じることであり、利用できる制度やサービス、活用できる社会資源等について差異が生じ、本人による適正な選択が困難な状況となる場合もあります（家族や支援者にとっても困難な状況となることもあります）。このような児童から成人への移行期に生じる「はざま」に伴う課題により、本人の生活に支障が生じることがないように、移行期における必要な支援を充実させる必要があります。

2 移行期支援の課題～5つのはざまからの考察～

移行期において、「はざま」のない支援を目指していくことが求められますが、本人を取り巻く制度や人・機関等は変わっていかざるを得ず、「はざま」は必然的に生じうるものと考えられます。そのため、「はざまをつなぐ機能を強化していく」という視点の導入が必要となってくると考えます。

ここでは、移行期に生じることが想定される「はざま」を5つの分野に整理し、現在生じている課題や強化していくべき視点を明確化することとします。なお、具体的な「はざま」の考察にあたっては、当事者団体や医療機関等からのヒアリングを行っており、その他、横浜市をはじめとする行政機関に寄せられた声等を参考にしています。

（１）医療のはざま

障害をもつ本人の医療に対するニーズは多様です。比較的生活が安定していて頻繁に診察等が必要でない場合には医療とのつながりが希薄になることがあります。心身の健康や生活上の大きな破綻を未然に防ぐ予防的介入の観点から、本人のことをよく知っている「かかりつけ医」の存在は重要です。また、年金の手続きや障害者手帳の更新のために最低でも数年に１回は診察が必要ですし、１８歳以降で障害福祉サービスを利用する場合、障害支援区分認定を受ける必要があります。その際に医師の意見書が必要となります。移行期を境にこうした診断を行う「かかりつけ医」が替わることで、本人（保護者）にとってはその後も継続的、あるいは長期的に診察を続けてもらうことができる「かかりつけ医」を新たに探す必要がありますが、小児期を主に担当する医療機関と成人期を主に担当する機関の間で治療内容や支援方針にかんする意思の共有が難しく、医療の円滑な移行が進まないケースが多くあります。

一方で、濃密な医療による支援が継続して必要なケースもあります。例えば、強度行動障害がある児童や小児慢性特定疾患により継続的に治療を受けてきた児童の場合、児童期は専門医療機関（市内では神奈川県立こども医療センターや小児療育相談センターなど）が診療を行っていますが、成人期になるとこうした専門医療を行える医療機関が不足している上に療育的観点を持って支援を継続することが難しいことが多く、移行期に到達してもその後のつなぎ先に困ることが多くなります。そのため、児童期から成人期への移行にあたり、主治医の個人的な繋がりなど、個の力に頼って対応している現状があります。

これらの課題を解決するためには、医療機関同士の地域におけるネットワークづくりが重要となるとともに、日頃から専門医療機関と地域の医療機関との連携を構築し相互に理解を深め、必要な情報や知識を共有できる場づくりが求められます。

（２）福祉のはざま（制度、サービス等）

福祉サービスの根拠となる法律が年齢によって区切られていることに伴い、必然的に生じるはざまが問題となることがあります。例えば、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数は年々急増していますが、移行期になるとこれらが利用できなくなる、いわゆる“１８歳の壁”が存在することとなり、その後の年齢においても夕方以降の支援サービスが受けられるよう求める声が数多く上がる事態を招いています。これまでも、学校卒業後に本人が希望する障害福祉サービス等の利用が困難であるケースが生じることが課題となっていました。子ども本人よりも保護者のニーズを満たすことの方に比重が傾いてしまうこともあり、本人の自己決定の尊重・自立支援の観点からも、１８歳以降の生活を念頭に置いた上で移行期のサービス利用のあるべき姿を再考すべき局面がやってきたのかもしれません。

また、障害児入所施設に入所する児童について、特に福祉型障害児入所施設に在籍する児童は、成人期以降は障害者支援施設やグループホーム、単身生活を送ることになります。児童福祉法が改正され、こうした児童期から成人期の生活への移行調整を早期に進めていくことなどが定められたものの、実際の移行調整を進めるうえでは、入所児童たちが利用することとなる障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の社会資源の理解が不可欠です。

行政や相談支援機関、福祉サービス事業所等は、成人期における自立支援の観点を踏まえつ

つ、移行期における障害福祉サービスへのニーズに応じていく必要があります。

併せて、放課後等デイサービス事業所や障害児入所施設等が作成する個別支援計画は、切れ目のない支援の観点からいえば、児童期に策定すべき計画に加えて将来にわたる生活をも視野に入れた計画を策定する必要があり、長期的な視点に立った計画を作成できる人材を育成していくことが求められます。

(3) 教育・労働等領域ごとのはざま

医療的ケア児への看護師配置や通級制度の実施など、障害のある子にとって、就学時に受けられる必要な支援が充実しつつあります。また、横浜市においても、重度訪問介護利用者大学修学支援事業が実施され、義務教育課程だけでなく、障害の有無に関わらず、教育を受ける機会が幅広く保障されつつあることは、とても重要であると感じています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正に伴い、令和6年4月より民間法人が運営する大学等においても合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。しかし、大学等への進学を希望する障害のある人たちのニーズを十分に叶えることができていない状況があると思われます。

また、障害者雇用制度等の充実により、障害のある人が働く環境も整備されてきていると思いますが、本人にとって働きやすい環境で働き続けるための環境及び必要な配慮については、十分に提供されているとは言えません。

大学等への進学や就労の時期は、移行期と重なることとなるため、移行期の生活の充実を目指すうえでは、医療・福祉に加えてこうした教育や就労に関わる「はざま」にも触れる必要があります。教育と雇用の場の連携は重要であり、例えば大学を卒業後、あるいは在学中に就労移行支援を利用するケースも増えつつあり、これまで以上に多様な経過をたどり児童期から成人期へ至るようになり、児童期の段階から子どもたちの進路や将来の可能性を阻むことがないよう留意していく必要があります。

(4) 当事者・民間事業者・行政等立場の違いによるはざま

計画相談支援及び障害児相談支援が導入され、横浜市においてもこうした相談支援サービスの利用が充実しつつあります。また、基幹相談支援センターなど地域の相談支援機関が役割を果たしながら、福祉サービス事業所等と連携しながら移行期支援を行っています。

一方、相談支援機関が充実することにより、当事者にとっては、区福祉保健センターなどの行政機関との違いや役割分担が見えづらくなっている側面があります。それぞれの役割がより整理されれば、移行期に生じる困りごとに対して、「いつ」「どこに」「何を」相談することができるのが明確になり、民間事業者と行政がそれぞれの強みを活かしながら連携を強化していくことで、移行期支援の充実が図られていきます。

(5) その他のはざま（家族間における関係性等）

児童期には総じて、保護者が本人の意向を確認しながら本人の成長につながるために必要な支援を保護者が選択し、各機関の支援者の協力を得ながら支援を受けるために必要な調整を図

ることとなります。一方、成人期になると、本人による自己選択・自己決定を中心に据えて、それが合理的配慮のもとで実現できるようにサポートしていくことが各機関の支援者に求められるようになります。即ち、移行期は親子の関係性が変化する中、保護者を介した意思決定から本人を中心に据えた意思決定へと転換していく重要な転換点に位置します。そのためには、本人・保護者・各機関の支援者の三者が互いに信頼関係を構築しながら、移行期支援を提供できるよう配慮していく必要があります。

ところが、移行期には、このようなプロセスが円滑に進まず、しばしば対応が保護者頼みとなってしまうことがあります。そのため、適切な親離れ・子離れが進まずに本人の成長が妨げられることもあります。また、本人にとって保護者は最も身近な理解者ですが、時に本人と保護者の意思疎通が図られていなかったり、利害が不一致となったりすることさえあります。結果的に本人の意向を抜きにして物事が進められてしまうこともあり、本人・保護者のそれぞれが移行期に本人の障害特性を踏まえた必要かつ適切な情報を得られるように配慮していくことも重要です。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）においては、子どもは自分にとって「影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保」され、その意見は、「年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と規定されています。

また、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等については、その責務として、障害者総合支援法において「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない」と規定されています。

これらの規定に基づき、移行期の支援においては、関わる全ての機関等がその責務を果たすべく、本人と保護者双方の意向を尊重しつつ調整していくことが求められます。まさしくその責務を果たすことが求められています。

3 移行期支援の充実に向けた課題解決の視点

移行期支援における「はざま（切れ目）」について述べてきましたが、そこに共通する課題としては、人材の確保・育成、支援の継続性を担保する仕組みづくり、主に児童期を担当する人・機関と主に成人期を担当する人・機関間に存在する認識の乖離や情報の不足などがあげられます。そこで、こうした課題を踏まえ、「はざま（切れ目）」のない移行期を目指すために、以下の視点で課題解決を図ることが求められます。

（１）移行期支援への理解を深める

まずは、移行期に起こりうる課題について、障害をもつ本人・保護者・各機関の支援者が共通理解を持つことが重要です。そのうえで、移行期支援における課題の解決に向けて、医療・

保健・福祉・教育・労働等の機関が移行期支援の課題を共有し、必要な情報を常に収集しながら知識や経験を積み重ねていく必要があります。

（２）移行期支援に関わる機関同士の連携を深める

移行期支援の充実に向けて、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関同士が、また、児童期の支援を行う関係機関と成人期の支援を行う関係機関とが十分な連携を図る必要があります。こうしたタテ・ヨコ・ナナメの関係性構築を通じて、移行期支援に携わる機関がチームとして連携を深めていく必要があります。

4 移行期支援の課題解決に向けた必要な取組

3において、移行期支援の充実に向けた課題解決の視点を示しましたが、これらの視点を踏まえながら、横浜市として移行期支援の課題解決に取り組んでいただくことを求めます。

その実現のために、当委員会では、以下に明記する3つの取組が必要であると考えています。横浜市においては、移行期支援の重要性と必要性をしっかりと認識し、障害児者支援施策のベースとなっている「横浜市障害者プラン」等の行政計画に、今後、移行期支援の重要性を盛り込んでいただくことを要望します。

（１）移行期支援に係る課題の議論を行う場づくり

移行期支援の課題について、継続的に、当事者・関係機関・行政で議論し、課題解決に向けた取組内容等を検討・協議する場が必要です。構成員については、特に課題となっている医療を切り口としつつ、児童から成人への移行期の課題に関わる保健・福祉・教育・労働等の関係機関から広く参加を募る必要があると考えます。

また、議論を行う際には、特に障害をもつ本人の視点をもつことが重要でありこども自身が何を考え、何を望んでいるかということを議論の念頭に置き、本人が参画したり、本人の意見が反映されたりするような議論の場を作ることを強く求めます。

【具体的な取組のイメージ】

- ・横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会（当事者やその家族、医療・保健・福祉、教育等に関する業務を行う者により構成される会議の例）
- ・横浜市中で実施する、働きたい！わたしのシンポジウム（当事者を主体とするシンポジウム）
- ・横浜市が実施する障害児入所施設入所児童の地域移行推進に係る取組（当事者の意向を確認しながら支援者が協議する場に加えて、政策的な議論を行う場を創設し、重層的に議論の場を設ける取組の例）

（２）（移行期支援に係る）制度・施策への理解を深めるためのツールづくり

児童期及び成人期それぞれで利用できる制度・サービス・社会資源等が異なることに加え、内容も多岐にわたるため、その理解を深めるためのツール（例：移行期支援に特化したもので、当事者及び関係機関向けリーフレット等）が必要です。

なお、作成にあたっては、障害当事者の考えや意向を踏まえたうえで、移行期支援の関係機関の意見を広く取り入れることが望ましいと考えます。

【具体的な取組のイメージ】

・オレンジガイド（横浜市版認知症ケアパスガイド）【若年性認知症版】（状況の移行に応じて、利用できる制度やサービス等を整理したリーフレットの例）

（３）（移行期支援に関わる関係機関を対象とする）人材育成の場づくり

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で移行期支援に関わる者に対して、必要な知識や共通理解を得るための研修・勉強会等の実施が必要です。特に、同一分野においても児童期と成人期で支援機関が異なる場合には、その双方の支援機関が参加するなど、異なる立場の者同士が同じ研修の場で学びあうことを通じて、必要な知識を得るとともに、場への参加を通じて、連携を深められるようにしていくことが望ましいと考えます。

【具体的な取組のイメージ】

・横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修（多職種が参加でき、医療・福祉・教育等に関する知識及び関係者との連携について学習できる研修の例）

【横浜市児童福祉審議会障害児部会 委員名簿】

現職名	氏名（敬称略）
横浜市西部地域療育センター センター長	岩佐 光章
社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 施設長（令和4年11月1日～）	坂本 耕一
社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長（～令和4年10月31日）	多田 純夫
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

【ヒアリングにご協力いただいた皆様】

(1) 横浜障害児を守る連絡協議会

【日時】 令和4年2月4日（金） 13:00～14:20

【場所】 横浜ラポール 3階会議室1

(2) 横浜発達クリニック（宇野副院長）

【日時】 令和4年3月8日（火） 19:00～20:30

【場所】 横浜市総合リハビリテーションセンター 4階会議室

○横浜市児童福祉審議会条例

平成12年2月25日
条例第5号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。
(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。
(平17条例117・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消にすること。（第 8 項第 1 号関係） 2 その他、里親等に関すること。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関すること（第 8 項第 6 号関係） 2 保育所の設置認可に関すること（第 8 項第 7 号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第 8 項第 8 号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「教育・保育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第 8 項第 12 号関係） 5 その他、保育に関すること。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関すること。（第 8 項第 3 号関係）

	4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

(11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項

(12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること

(13) 児童虐待等の調査に関すること

(14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）

(15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。